

地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について

〔平成12年5月8日 12林野計第188号
林野庁長官通知
最終改正
〔令和3年9月30日 3林整計第296号〕

地域森林計画の樹立等に関する事務の技術的助言として、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）の運用に係る留意事項を別紙のとおり定めるとともに、下記の通知を別添1及び2のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立等に関する規程の実施について」（平成3年7月25日付け3林野計第293号林野庁長官通知）、「民有林空中写真測量作業規程」（昭和42年9月22日付け42林野計第201号林野庁長官通知）、「森林測量事業の業務計画及び業務報告について」（昭和44年12月19日付け44林野計第476号林野庁長官通知）、「民有林空中写真測量事業にかかる精度分析作業を委託する場合の取扱いについて」（平成10年6月19日付け10林野計第165号林野庁長官通知）は廃止する。

記

- 1 「流域活性化目標の試算について」（平成3年7月25日付け3林野企第126号林野庁長官通知）（別添1）（省略）
- 2 「森林資源モニタリング調査実施要領の制定について」（平成11年4月1日付け11林野計第141号林野庁長官通知）（別添2）（廃止済）

（別紙）

第1 計画の内容

地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画（以下「国有林森林計画」という。）の計画事項の運用については、次の事項及び別記様式の記載要領に掲げる事項に留意すること。

1 森林法第5条第2項各号に定める事項

- (1) 第1号の「その対象とする森林の区域」は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する民有林について、法第10条の2に規定する開発行為の許可、法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者となった旨の届出及び法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出の対象を明示するものであることを踏まえ、当該民有林の自然条件等を十分に勘案して定めること。
- (2) 第2号の「森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」においては、森林の整備及び保全の目標、森林の整備及び保全の基本方針及び計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の

状況その他必要な事項を定めること。

- (3) 第3号の「伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）」においては、伐採立木材積のほか、その他森林の立木竹の伐採に関する事項として、市町村森林整備計画に定める立木の標準伐期齢及び立木の伐採（主伐）の標準的な方法に係る指針とともに、その他必要な事項を定めること。

伐採立木材積は、当該森林計画区における森林資源の推移、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設状況、過去の伐採傾向、附録第10号により算出する持続的伐採可能量等を勘案して定めること。

その他森林の立木竹の伐採に関する事項は、当該森林計画区における森林に関する気象、地形、地質、土壌等の自然条件、車道、集落からの距離等の社会的条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案して定めること。

- (4) 第4号の「造林面積その他造林に関する事項」においては、造林面積のほか、その他造林に関する事項として、市町村森林整備計画に定める人工造林に関する事項、天然更新に関する事項及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項に係る指針とともに、その他必要な事項を定めること。

造林面積は、当該森林計画区における(3)により定める伐採立木材積に見合う伐採面積、伐採跡地、未立木地、その他造林すべき状態にある土地、過去の造林傾向等を勘案して定めること。

その他造林に関する事項は、当該森林計画区における自然条件や社会的条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案して定めること。

- (5) 第5号の「間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項」においては、間伐立木材積のほか、その他間伐及び保育に関する事項として、市町村森林整備計画に定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法並びに保育の標準的な方法に係る指針とともに、間伐面積その他必要な事項を定めること。

間伐立木材積は、(3)の伐採立木材積と同様の事項を勘案して定めること。

その他間伐及び保育に関する事項のうち、間伐面積は、間伐立木材積、間伐を実施すべき標準的な林齢となっている森林等を勘案して定めることとし、その他の事項は、当該森林計画区における自然条件や社会的条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案して定めること。

- (6) 第6号の「公益的機能別施業森林の区域の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」においては、当該森林計画区における自然条件や社会的条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案して、市町村森林整備計画に定める公益的機能別施業森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針を定めること。このほか、その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項として、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及びこのうち特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準並びにこれらの区域内における施業の方法に係る指針その他必要な事項を定めること。

- (7) 第7号の「林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項」においては、林道の開設及び拡張（改良又は舗装をいう。以下同じ。）に関する計画、更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在並びにその搬出方法を定めること。このほか、その他林産物の搬出に関する事項として、林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム（車両系作業システム又は架線系作業システムをいう。以下同じ。）、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域、路網の規格・構造についての基本的な考え方、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた搬出の方法その他必要な事項を定めること。

林道の開設及び拡張に関する計画は、自然条件及び社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に路網整備を加速することを旨とし、当該森林計画区における利用すべき森林の状況、(3)から(5)までにより定める伐採立木材積及び間伐立木材積、造林面積、過去の林道の開設状況、公道の整備状況等を勘案して定めること。

特に、山村振興法（昭和40年制定）、半島振興法（昭和60年制定）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年制定）の規定に基づく農林水産大臣の指定を受け、都道府県知事が開設を行う又は行おうとする市町村が管理する基幹的な林道（以下別記様式において「指定林道」という。）については、市町村が行うことが当該市町村の財政的又は技術的水準からみて困難又は不相当と認められるものであり、その利用区域の森林面積が50ヘクタール以上であって、地域の振興上重要なものについて定めること。

- (8) 第8号の「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」においては、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林経営管理法（平成30年制定）の規定に基づく森林経営管理制度の活用促進並びに森林施業の共同化に関する方針のほか、その他森林施業の合理化に関する事項として、林業に従事する者の養成及び確保、作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進並びに林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針その他必要な事項を定めること。
- (9) 第9号の「鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項」においては、当該森林計画区における森林に係る鳥獣害の状況、当該鳥獣害が生ずるおそれの程度等を勘案し、市町村森林整備計画において定める鳥獣害防止森林区域に係る基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に係る方針を当該区域において対象とされている鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の別に定めるとともに、その他必要な事項を定めること。
- (10) 第10号の「森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）」においては、森林病虫害等の被害対策の方針のほか、その他森林の保護に関する事項として、鳥獣害対策の方針（(9)に掲げる事項を除く。）、林野火災の予防の方針その他必要な事項を定めること。

(11) 第11号の「樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項」においては、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区、森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法、土地の形質の変更に当たって留意すべき事項その他必要な事項を定めること。

(12) 第12号の「保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項」においては、保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、保安林として指定することを相当とする森林及び保安林として指定されている森林でその指定を解除することを相当とするものの種類別の所在及び面積、指定施業要件の整備を相当とする森林の面積、保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積、実施すべき治山事業の数量のほか、保安林の整備、保安施設地区の指定、治山事業の実施に関する方針その他必要な事項を定めること。

特に、農林水産大臣及び都道府県知事は保安林の指定の目的が十分に達成されるよう、その指定に係る権限を適切に行使するものとされていることを踏まえ、保安林として指定することを相当とする森林及び保安林の指定を解除することを相当とする森林の所在及び面積は、指定の目的、受益の対象、地形、地質、気象、土壌等を勘案して定めること。

治山事業の数量は、事業の重要性、緊急度等を勘案して定めること。

2 森林法第5条第3項に定める事項

「森林の整備及び保全のために必要な事項」においては、法令により施業について制限を受けている森林（以下「制限林」という。）の施業方法その他必要な事項を定めるよう努めること。

制限林の施業方法を定める場合には、当該制限に係る目的の達成に支障を及ぼさない範囲内で森林の生産力の向上を図ることを旨として定めること。

3 特定保安林の整備に関する事項

(1) 地域森林計画の対象とする森林の区域内に、法第39条の3第1項の規定により指定された特定保安林がある場合には、法第39条の4第1項の規定に基づき、特定保安林の整備に関する事項として、次に掲げる事項を定めること。また、法第39条の4第2項の規定に基づき、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林（以下「要整備森林」という。）の整備のために必要な事項を定めるよう努めること。

ア 要整備森林の所在

イ 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期に関する事項

(2) 特定保安林の整備に関する事項は、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを旨として、当該要整備森林についての樹種、樹冠疎密度等の林況、地形、気象、土壌、林道の開設状況等の地況、当該保安林に係る指定施業要件の内容等を勘案して定めること。

4 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「特別措置法」という。）第5条の規定に基づき、地域森林計画の対象とする森林につき、

森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めて森林の保健機能の増進を図るべき森林（以下「保健機能森林」という。）の整備に関する事項を定めようとする場合には、保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項を定めること。

- (2) 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項においては、森林の賦存状況、自然景観等の自然条件、地域における森林レクリエーションの動向、森林の施業の状況等の社会的経済的条件等を勘案し、保健機能森林の区域の基準のほか、市町村森林整備計画において保健機能森林の区域内における施業の方法及び森林保健施設（特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設をいう。）の整備に関する事項を定めるに当たっての指針その他必要な事項を定めること。

5 森林法第7条の2第2項各号に定める事項

- (1) 第1号により適用される法第5条第2項第1号の「その対象とする森林の区域」は、法第2条第3項に規定する国有林のうち、森林管理局長が管理経営するものについて、当該国有林の自然条件等を十分に勘案して定めること。
- (2) 第1号により適用される法第5条第2項第2号から第5号まで、第7号及び第10号から第12号までに掲げる事項並びに法第7条の2第2項第5号の事項については、1の(2)から(5)まで、(7)及び(10)から(12)まで並びに2に準じて定めること。

この場合、1の(3)中「市町村森林整備計画に定める立木の標準伐期齢及び立木の伐採（主伐）の標準的な方法に係る指針」とあるのは「立木の標準伐期齢及び立木の伐採（主伐）の標準的な方法」と、1の(4)中「市町村森林整備計画に定める人工造林に関する事項、天然更新に関する事項及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項に係る指針」とあるのは「人工造林に関する事項、天然更新に関する事項」と、「その他造林に関する事項は」とあるのは「人工造林に関する事項は、人工造林の対象樹種、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数等人工造林の標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間について定めること。天然更新に関する事項は、天然更新の対象樹種、天然更新補助作業等天然更新の標準的な方法について定めること。その他造林に関する事項は」と、1の(5)中「市町村森林整備計画に定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法並びに保育の標準的な方法に係る指針」とあるのは「間伐及び保育の標準的な方法」と読み替えること。

- (3) 第2号の「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」においては、当該森林計画区における自然条件や社会的条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案して、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法その他必要な事項を定めること。
- (4) 第3号の「森林施業の合理化に関する事項」については、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針を除き、1の(8)に準じて定めること。
- (5) 第4号の「鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の

防止に関する事項」においては、当該森林計画区における森林に係る鳥獣害の状況、当該鳥獣害が生ずるおそれの程度等を勘案し、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法を対象鳥獣の別に定めるとともにその他必要な事項を定めること。

第2 計画の樹立等のための調査

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知（以下「事務次官依命通知」という。））別紙の第3に示す計画の樹立等のための調査の運用については、次に掲げる事項に留意すること。

1 林班及び小班の設定

- (1) 林班は、原則として、字界、天然地形又は地物をもって区画するものとし、地域森林計画にあってはその面積がおおむね50ヘクタールとなるように設定し、市町村の区域ごとにその一隅の林班から、国有林森林計画にあっては原則として森林計画区ごとにその区域の一隅の林班から、アラビア数字による連続番号を付すこと。
- (2) 小班は、次により定めること。

ア 地域森林計画にあっては、原則として、所有者別（同一の所有者の所有に係る森林が分離している場合はその森林別）に設定すること。この場合において、林況が異なるとき又は施業上特に取り扱いを異にする必要があるときには、さらに林況別又は林分別に細分すること。

小班には、林班ごとに林班の一隅の小班から連続してアラビア数字による連続番号（地番をもってこれに代えることができる。）を付すこと。この場合において、小班の数が著しく多いときには、必要に応じ、それぞれ天然地形等によりおおむね5ヘクタールを単位とする集団にとりまとめ、その集団ごとに「い、ろ、は……」の文字を用いて記号を付し、さらにその集団ごとにその集団の一隅から番号を付けること。

イ 国有林森林計画にあっては、林況が異なる場合又は施業上特に取り扱いを異にする必要がある場合に、林況別又は林分別に設定すること。

小班には、林班ごとに林班の一隅の小班から連続して「い、ろ、は……」の文字を用いて記号を付すこと。

2 調査の内容

(1) 地況の調査

地況の調査は、次により行うこと。

ア 位置の調査は、行政区域界、交通網等について行うこと。

イ 面積の測定は、森林計画区、林班及び小班について行うこと。

ウ 気候の調査は、気温（最高、最低、平均）、年間降水量、最高積雪量等について、最寄りの測候所等における過去の資料により行うこと。

エ 地勢の調査は、山脈の走向、主要な山岳、河川湖沼の状況等について行うこと。

オ 地質の調査は、地質系統、基岩の種類及び性状等について行うこと。

カ 土壌の調査は、土性、深度、結合度、土壌型等について行うこと。

キ 地利の調査は、林班ごとにその中心から林道又は道路までの距離について行い、その結果を次により区分すること。この場合において、これらの林道及び道路のない離島においては、林班の中心からその島の主要な港までの距離につき調査すること。

区 分	距 離
1 等地	500メートル未満
2 等地	500メートル以上1,000メートル未満
3 等地	1,000メートル以上2,000メートル未満
4 等地	2,000メートル以上3,000メートル未満
5 等地	3,000以上

(2) 林況の調査

林況の調査は、次により行うこと。

ア 林種の調査は、立木地（樹冠疎密度が10分の3以上である森林の土地又は幼齡林（おおむね15年生未満の立木から成る森林をいう。以下同じ。）であって、立木度（その土地の上にある立木の本数を当該立木と同一の樹種ごとの当該立木と樹高を同じくする立木が生育し得る最大の立木の本数の総和で除して得た値に10を乗じて得た値をいう。以下同じ。）が3以上である森林の土地をいう。以下同じ。）、竹林及び無立木地に分けて行うこと。立木地は、人工林及び天然林に分け、無立木地は、伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）及び未立木地に分けること。

なお、湿地、風衝地等立木竹の更新が著しく困難な箇所は、更新困難地として調査すること。

さらに、更新に係る植栽の有無等による区分として、次により、育成単層林、育成複層林及び天然生林に分けること。

(ア) 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

(イ) 育成複層林

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

(ウ) 天然生林

主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林（未立木地及び竹林を含む。）

イ 林齢の調査は、育成単層林については、更新年度を第1年として行うものとし、更新年が明らかでない森林については、林冠を構成する樹木の地上高20cmの位置の年輪数を基礎として行うこと。また、育成複層林等で林齢の区分が明確な林分は、上層木、下層木等ごとに調査するものとし、その他の異齡林についてはその

- 異なる立木の年齢の平均値とし、併せてその異なる年齢の範囲について行うこと。
- ウ 樹冠疎密度の調査は、林地面積に対する樹冠投影面積の占める比率につき行い、10分の5以下を疎、10分の6～10分の8を中、10分の9以上を密として表すこと。
- エ 幼齢林における立木度の調査は、同一の樹種ごとの立木の本数の総和により行い、十分率をもって表すこと。
- オ 樹種の混交歩合の調査は、樹種別の立木材積により行い、百分率をもって表すこと。ただし、材積歩合により調査を行うことが適当でないと認められる場合には、立木の本数又は樹冠の占有面積によること。
- カ 樹種の調査は、原則として、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹（市町村森林整備計画において特定広葉樹育成施策を推進すべき森林の区域として定めることが相当と認められる区域内の森林にあっては、必要に応じて、特定広葉樹として定めることが相当と認められる樹種）の別に区分して行うこと。
- キ 材積の調査は、立木幹材積（胸高直径3 cm以上の立木）について標準地調査又は現実林分収穫表を利用した調査により行うこと。
- ク 面積歩合の調査は、上層木、下層木の区分が明らかな育成複層林について層ごとの樹冠の占有面積により行い、百分率をもって表すこと。
- ケ 平均樹高の調査は、樹種別ごとに上層木について行うこと。

(3) 写真測量の成果の利用

(1)及び(2)の調査は、地域森林計画にあっては、都道府県が測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定による承認を得た作業規程に基づき実施する空中写真測量の成果を利用して、国有林森林計画にあっては、「林野庁測定規程」（平成24年1月6日付け23林国業第100号－1 林野庁長官通知）による空中写真など測量の成果を利用して行うこと。

なお、民有林における空中写真撮影及び正射写真の作成については、附録第2号の要領に従って撮影計画の提出等を行うこと。

(4) その他の調査

その他の調査は、次の事項につき調査すること。

ア 森林施策については、制限林の所在、面積、施策方法等

イ 搬出については、次に掲げる事項

(ア) 開設又は拡張すべき林道については、その箇所、種類、延長、利用区域（面積、材積）等

(イ) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林については、その所在、特定すべき搬出方法等

(ウ) 効率的な森林施策を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては、傾斜、林道等の整備状況、既往の施策体系等

ウ 森林施策の合理化については、委託を受けて行う森林の施策又は経営の状況、森林経営管理法の規定に基づく経営管理権及び経営管理実施権の設定状況、森林施策の共同化の状況、林業就業者及び林業事業体の状況、林業機械の導入の状況、作業路等施設整備の状況、林産物の利用の促進のための施設の整備状況等

エ 森林の土地の保全については、次に掲げる事項

(ア) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林については、その所在等

(イ) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある林分については、その所在、面積等

オ 保安施設については、次に掲げる事項

(ア) 保安林として指定することを相当とする森林及び保安林の指定を解除することを相当とする森林については、その所在、種類、面積、指定（解除）の理由等

(イ) 指定施業要件の整備を相当とする森林については、その種類、整備区分別の面積等

(ウ) 実施すべき治山事業については、その箇所、数量、施行の方法、対象地区の荒廃状況等

カ 特定保安林の区域内の森林については、要整備森林の所在、面積、要整備森林について実施すべき施業の方法等

キ 林地異動の状況、林業の動向、森林のレクリエーション利用の状況その他の社会的経済的条件に関する事項

3 森林簿

森林簿は、附録第5号により作成すること。

第3 計画書等の作成

事務次官依命通知別紙の第4に示す計画書、森林計画図その他必要な図面の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

1 計画書

計画書は、別記様式により作成すること。

また、計画に用いる単位及び単位未満の端数の処理は、原則として、次によること。

(1) 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下は四捨五入すること。

(2) 材積は、立方メートル（竹については、束）を単位とし、単位未満は四捨五入すること。

(3) 延長及び幅員は、メートルを単位とし、延長にあつては単位未満は四捨五入し、幅員にあつては小数第1位にとどめ、第2位以下は四捨五入すること。

2 森林計画図

森林計画図は、附録第6号により作成すること。

3 その他必要な図面

その他必要な図面は、森林基本図（国有林森林計画については、作成を要しない。）及び森林位置図とし、附録第5号により作成すること。この場合、森林位置図について、民有林、国有林の共通の図面として作成することが望ましいこと。

第4 計画樹立等の手続

事務次官依命通知別紙の第5に示す計画樹立等の手続については、次に掲げる事項に留意すること。

1 国有林森林計画の案についての学識経験者の意見聴取

国有林森林計画の樹立又は変更に際して行う学識経験者に対する意見聴取は、検討会を開催して行うこと。また、学識経験者は、複数名を国民の幅広い意見を反映し得るように選定すること。

2 地域森林計画の樹立等についての農林水産大臣への協議

地域森林計画の樹立又は変更に際して行う農林水産大臣への協議に係る事前調整の申出があった場合には、当該調整に係る標準的な事務処理期間は2週間とする。

また、当該協議のうち、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積及び保安林の整備に関する計画に関する農林水産大臣の同意は、次に掲げる要件に該当する場合に行うものとし、当該同意に関する通知は、当該協議のあった日から起算して2週間以内に（事前調整が整っている場合には、同意を行ったこととして速やかに）行うものとする。

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の目標が、森林計画区における森林の構成等に応じ、全国森林計画に定められた森林の整備及び保全の目標に係る留意事項を反映したものとされていること。

(2) その他

次に掲げる数量が、それぞれ、附録第4号により算出された数量の上下20%の範囲内であること。ただし、当該範囲を超えて定めることにつき相当の理由があると認められるときは、この限りでない。

- ① 伐採立木材積（主伐）
- ② 人工造林・天然更新別の造林面積
- ③ 間伐立木材積
- ④ 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

第5 実行照査

事務次官依命通知別紙の第6の4に示す地域森林計画の実行照査については、森林計画区内の民有林に係る伐採立木材積、造林面積、間伐面積、林道の開設及び拡張の数量、保安林の指定及びその解除に係る森林の所在及び面積並びに治山事業の数量について行うこととし、次に掲げる事項に留意すること。

- 1 伐採立木材積については、附録第7号の要領により行うこと。
- 2 造林面積、間伐面積、林道の開設及び拡張の数量、保安林の指定及びその解除に係る森林の所在及び面積並びに治山事業等の数量については、関係資料を用いて行うこと。
- 3 地域森林計画の実行照査簿の記録は、附録第8号により行うこと。

別記様式

様式	記載要領
(表紙) 〇〇地域森林計画書 (〇〇森林計画区) 計画期間 自 年 月 日 至 年 月 日 〇〇都（道府県） 注 国有林森林計画にあつては、「〇〇地域森林計画書」を「〇〇国有林の地域別の森林計画書」、「〇〇都（道府県）」を「〇〇森林管理局」とする。 目次 I 計画の大綱 1 森林計画区の概況	

- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- (1) 森林の整備及び保全の目標
- (2) 森林の整備及び保全の基本方針
- (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

2 その他必要な事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
- (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
- (3) その他必要な事項

2 造林に関する事項

- (1) 人工造林に関する指針
- (2) 天然更新に関する指針
- (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
- (4) その他必要な事項

3 間伐及び保育に関する事項

- (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
- (2) 保育の標準的な方法に関する指針
- (3) その他必要な事項

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
- (3) その他必要な事項

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
- (5) 林産物の搬出方法等
- (6) その他必要な事項

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
- (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針
- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
- (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
- (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
- (6) その他必要な事項
- 第4 森林の保全に関する事項
 - 1 森林の土地の保全に関する事項
 - (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 - (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
 - (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
 - (4) その他必要な事項
 - 2 保安施設に関する事項
 - (1) 保安林の整備に関する方針
 - (2) 保安施設地区の指定に関する方針
 - (3) 治山事業の実施に関する方針
 - (4) 特定保安林の整備に関する事項
 - (5) その他必要な事項
 - 3 鳥獣害の防止に関する事項
 - (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針
 - (2) その他必要な事項
 - 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
 - (1) 森林病虫害等の被害対策の方針
 - (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）
 - (3) 林野火災の予防の方針
 - (4) その他必要な事項
- 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
 - (1) 保健機能森林の区域の基準
 - (2) その他保健機能森林の整備に関する事項
- 第6 計画量等
 - 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
 - 2 間伐面積
 - 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
 - 4 林道の開設及び拡張に関する計画
 - 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
 - (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
 - (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
 - (3) 実施すべき治山事業の数量
 - 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

- 第7 その他必要な事項
 - 1 保安林その他制限林の施業方法
 - 2 その他必要な事項
- (附) 参考資料
 - 1 森林計画区の概要
 - (1) 市町村別土地面積及び森林面積
 - (2) 地況
 - (3) 土地利用の現況
 - (4) 産業別生産額
 - (5) 産業別就業者数
 - 2 森林の現況
 - (1) 齢級別森林資源表
 - (2) 制限林普通林別森林資源表
 - (3) 市町村別森林資源表
 - (4) 所有形態別森林資源表
 - (5) 制限林の種類別面積
 - (6) 樹種別材積表
 - (7) 特定保安林の指定状況
 - (8) 荒廃地等の面積
 - (9) 森林の被害
 - (10) 防火線等の整備状況
 - 3 林業の動向
 - (1) 保有山林規模別林家数
 - (2) 森林経営計画の認定状況
 - (3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況
 - (4) 森林組合及び生産森林組合の現況
 - (5) 林業事業体等の現況
 - (6) 林業労働力の概況
 - (7) 林業機械化の概況
 - (8) 作業路網等の整備の概況
 - 4 前期計画の実行状況
 - (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積
 - (2) 間伐面積
 - (3) 人工造林・天然更新別面積
 - (4) 林道の開設及び拡張の数量
 - (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画
 - ア 保安林の種類別面積
 - イ 保安施設地区の面積
 - ウ 治山事業の数量
 - (6) 要整備森林の森林施業の区分別面積
 - 5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）
 - (1) 森林より森林以外への異動
 - (2) 森林以外より森林への異動
 - 6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

(2) 分期別期首資源表

7 その他

(1) 施業方法別の施業体系図

(2) 持続的伐採可能量

(3) その他

注 II 計画事項について

- ・ 第3の2の(3)、4の(2)、5の(3)及び(4)並びに6の(1)及び(2)、第4の2の(4)、第5並びに第6の6は地域森林計画に定める場合に記載する。
- ・ 国有林森林計画については、第3の1の(1)及び(2)、2、3の(1)及び(2)、4、6並びに第4の3を次のように読み替える。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(2) 立木の標準伐期齢

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

(2) 天然更新に関する事項

(3) その他必要な事項

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

(2) 保育の標準的な方法

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(2) その他必要な事項

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

(4) その他必要な事項

第4 森林の保全に関する事項

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(2) その他必要な事項

様式	記載要領
注 森林計画区の行政区界、主要都市、交通の関係及び隣接森林計画区の間連について適宜の縮尺を用いて記載する。 担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間	
I 計画の大綱 1 森林計画区の概況	I 計画の大綱 1 森林計画区の概況 当該森林計画区に係る自然的・社会経済的背景、森林・林業の動向等について記載すること。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	2 前計画の実行結果の概要及びその評価 計画樹立時に前計画における前半5年分の伐採立木材積、人工造林及び天然更新別の造林面積、間伐面積、林道の開設及び拡張、保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備の実行結果の概要を記載するとともに、その評価内容を記載すること。 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 計画樹立時に、森林計画区の概況、前計画の実行結果及びその評価等を踏まえつつ、Ⅱの計画事項を定めるに当たっての基本的な考え方を記載すること。																											
Ⅱ 計画事項 第1 計画の対象とする森林の区域 ○市町村別面積 単位 面積：ha <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>面積</th><th>備考</th></tr><tr><td colspan="2">総数</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">市 町 村 別 内 訳</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 注1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林又は国有林とする旨記載する。 2 森林計画図の閲覧場所を記載する。	区分		面積	備考	総数				市 町 村 別 内 訳																			Ⅱ 計画事項 第1 計画の対象とする森林の区域 計画の対象とする森林の区域については、「森林計画制度の運用について」（平成3年7月25日付け3林野第294号林野庁長官通知）の別紙1のⅠ及びⅡに示す事項に留意し、併せて森林計画図において表示すること。 また、地域森林計画の対象となる民有林（次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の(1)から(3)までの事項の対象となる旨を記載すること。 (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可 (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出 (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出
区分		面積	備考																									
総数																												
市 町 村 別 内 訳																												
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (1) 森林の整備及び保全の目標	第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (1) 森林の整備及び保全の目標 森林・林業基本計画を参考としつつ、全国森林計画に定められた森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項																											

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態
単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林		
	育成複層林		
	天然生林		
森林蓄積			

注 育成単層林、育成複層林及び天然生林について、森林・林業基本計画、全国森林計画等を参考に用語の解説を記述すること。

2 その他必要な事項

に即して、森林計画区内の森林資源の構成等を踏まえ、例えば、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を記載すること。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針を記載すること。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(2)の森林整備及び保全の基本方針を勘案し、第6の1の間伐立木材積その他の伐採立木材積、第6の2の間伐面積、第6の3の造林面積、林道の開設及び拡張に関する計画並びに全国森林計画に示された森林の整備及び保全の目標との整合を図りつつ、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、森林の構成等を考慮して定めること。

2 その他必要な事項

1のほか、計画区内の森林・林業をとり巻く状況等を踏まえ、森林の整備及び保全の推進に当たっての課題と当該課題への対応、地域における特徴的取組等につき、幅広く記載すること。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項及び第6の1の間伐立木材積その他の立木伐採材積を踏まえ、次の事項を定めること。

（市町村森林整備計画において定める事項の指針）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 注 国有林森林計画にあっては、(1)及び(2)については次のとおり読み替えて記載する。 (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 (2) 立木の標準伐期齢 (3) その他必要な事項 2 造林に関する事項 (1) 人工造林に関する指針	の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して皆伐、択伐の別にその方法を具体的に定めること。この際、森林の生物多様性の保全、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、保護樹帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法を記述すること。 なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものであることを記述すること。 (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 主要な樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には当該地域ごとに定めること。また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めること。 なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない旨を明記すること。 （国有林森林計画において定める事項） (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について定めること。 (2) 立木の標準伐期齢 主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めること。この場合、施業体系等により平均伐期齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めること。 (3) その他必要な事項 (1)及び(2)のほか、森林の立木竹の伐採について必要な事項を定めること。 2 造林に関する事項 第２の森林の整備及び保全に関する基本的な事項及び第６の３の造林面積を踏まえ、次の事項を定めること。 （市町村森林整備計画において定める事項の指針） (1) 人工造林に関する指針 人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や
--	--

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(2) 天然更新に関する指針

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う旨を記述すること。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の人工造林を促すことを基本として、自然条件、地域における人工造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を定めるものとし、必要に応じ品種についても定めること。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努める旨を記述すること。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる旨を記述すること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法等を勘案して、人工造林の標準的な方法を定めることとし、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数の適用を促すことを基本として、標準的な植栽本数についても定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努める旨を記述すること。

なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる旨を記述すること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林における皆伐、択伐の伐採方法の別に定めること。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる旨を記述すること。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う旨を記述するとともに、次のアからウまでの事項を定めるに当たっては附録第9号「天然更新に関する実施基準」に基づき定めること。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

更新樹種の中から、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種を定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めること。

なお、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種に限る。以下同じ。）は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる旨を記述すること。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図ることを旨として、天然更新の対象樹種について、期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然下種更新及びぼう芽更新の別に応じた天然更新補助作業の標準的な方法並びに伐採

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

(4) その他必要な事項

注 国有林森林計画にあつては、2は次のとおり読み替えて記載する。

(1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

イ 人工造林の標準的な方法

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

(2) 天然更新に関する事項

跡地の天然更新の完了を確認する方法を定めること。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる旨を記述すること。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新をすべき期間について定めること。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる旨を記述すること。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林について、適確な更新を確保することを旨として定めること。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められる旨を記述すること。

(4) その他必要な事項

(1)から(3)までのほか、造林について必要な事項を定めること。

(国有林森林計画において定める事項)

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う旨を記述すること。

ア 人工造林の対象樹種

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を促すことを基本として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を定めるものとし、必要に応じ品種についても定めること。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の活用に努める旨を記述すること。

イ 人工造林の標準的な方法

森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法等を勘案して、地ごしらえの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について定めることとし、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数の適用を促すことを基本として、標準的な植栽本数についても定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める旨を定めること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う旨を記述

ア 天然更新の対象樹種 イ 天然更新の標準的な方法 (3) その他必要な事項 3 間伐及び保育に関する事項 (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 (2) 保育の標準的な方法に関する指針 注 国有林森林計画にあっては、(1)及び(2)については次のとおり読み替えて記載する。 (1) 間伐の標準的な方法 (2) 保育の標準的な方法	するとともに、次のア及びイの事項を定めるに当たっては各森林管理局において定める天然更新完了基準を参照すること。 ア 天然更新の対象樹種 適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種を定めること。 イ 天然更新の標準的な方法 森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、下層植生、前生樹等を勘案して、地表処理、刈出し、植込み及び芽かきの方法その他必要な事項を定めること。 また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図る旨を定めること。 (3) その他必要な事項 (1)及び(2)までのほか、造林について必要な事項を定めること。 3 間伐及び保育に関する事項 第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項並びに第6の1の間伐立木材積その他の立木伐採材積及び第6の2の間伐面積を踏まえ、次の事項を定めること。 (市町村森林整備計画において定める事項の指針) (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して間伐の回数、実施時期、間隔、間伐率等を定めること。特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意して定めること。 なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる旨を記述すること。 (2) 保育の標準的な方法に関する指針 保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、地域における既往の保育の方法を勘案して定めること。 なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められる旨を記述すること。 (国有林森林計画において定める事項) (1) 間伐の標準的な方法 森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項について定めること。 この場合、必要に応じて主要な樹種ごとに定めること。 (2) 保育の標準的な方法 ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、必要に
--	---

(3) その他必要な事項

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

イ 施業の方法に関する指針

応じてその他の保育についても定めること。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めること。

この場合、必要に応じて主要な樹種ごとに定めること。

(3) その他必要な事項

(1)及び(2)のほか、間伐及び保育について必要な事項を定めること。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

第2の1の森林の整備及び保全の目標を踏まえ、次の事項に留意して定めること。

ア 区域の設定の基準

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。以下同じ。）等を参考にして、水源の涵養の機能、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設定する旨の基準を定めること。

この場合において、各公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

イ 施業の方法に関する指針

全国森林計画の第1表「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」及び第5表「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小する旨を記述すること。

また、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行う旨、それ以外の公益的機能別施業森林については複層林施業を行う旨をそれぞれ定めること。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても、維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。）を行った上で皆伐することも可能であり、この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る旨を定めること。

- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
ア 区域の設定の基準

イ 施業の方法に関する指針

- (3) その他必要な事項

注 国有林森林計画にあつては、4は次のとおり読み替えて記載する。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については別表1のとおり定める。
ア 公益的機能別施業森林の区域
① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

- ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進すべきものについては、その旨を定めること。

- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設定するとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する旨の基準を定めること。

この場合において、当該区域が(1)の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行う旨を記述すること。

- (3) その他必要な事項

(1)及び(2)のほか、公益的機能別施業森林等の整備について必要な事項を定めること。

(国有林森林計画において定める事項)

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

ア 公益的機能別施業森林の区域

- ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りでない。

- ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

- (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

(2) その他必要な事項

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
----	-----	----

要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地についてはこの限りでない。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が定められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

伐期の間隔の拡大及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林に関する自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することを旨として定めること。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を定めること。

(2) その他必要な事項

(1)のほか、公益的機能別施業森林の整備について必要な事項を定めること。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

全国森林計画に定められた林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項を踏まえ、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標の実現を図るための林道等の開設及び改良の考え方を定めること。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件及び社会的条件が良好で

基幹路網		
うち林業専用道		

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：mm³/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	以上	以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	以上	以上
	架線系 作業システム	以上	以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	以上	以上
	架線系 作業システム	以上	以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	以上	以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

(5) 林産物の搬出方法等

あり、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進する旨を記述すること。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

全国森林計画第6表「路網整備の水準」を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準及び路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの考え方を定めること。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

(2)を踏まえ、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域の設定の考え方を定めること。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備する等の観点から、路網整備に当たっては、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本として都道府県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に則り開設すること等を定めること。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

単位 面積：ha

区分		森林の所在	面積	搬出方法
総数				
市町村				
別内訳				

注 森林の所在は、林班、小班等により表示するものとする。

(6) その他必要な事項

注 国有林森林計画にあっては、(3)及び(4)については記載を要しない。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

(2) 森林経営管理制度の活用促進に関する方針

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な搬出方法を定めること。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障を生ずると認められるものについて定めること。

(6) その他必要な事項

土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備等地域の特性に応じた施設整備の推進方向等を定めること。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

全国森林計画に定められた森林施業の合理化に関する事項を踏まえつつ、次の事項に留意して定めること。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

地域の森林資源の現況、地域における森林所有者の状況及び森林施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案して、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合や林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の提供並びに助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進等を促進するための方針など森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針を定めるとともに、施業実施協定の締結の促進等に森林所有者等が共同して行う森林施業に係る方針を定めること。

(2) 森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

(6) その他必要な事項

できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用に関する方針を定めるものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善など、林業に従事する者の養成及び確保のための支援方針を定めること。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化を一体的かつ総合的に促進するための方針を定めること。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

地形、気候等の自然条件及び林業機械の普及状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案して、環境負荷の低減に配慮し非皆伐施業にも対応した高性能林業機械の導入目標の明確化や稼働率の向上など地域の特性に応じた林業機械化の方針を定めること。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

地域における木材の需給、流通及び加工施設の状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案して、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、品質や性能が明確で需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給し得る体制の整備など地域の特性に応じた林産物の利用の促進のための施設の整備の推進方針を定めること。

(6) その他必要な事項

山村における定住や都市と山村の交流の促進を図るため、林業及び木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備、森林空間の総合的な利用の推進について定めるとともに、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等森林施業の合理化について必要な事項を定めること。

また、(1)から(5)までの事項については、流域森林・林業活性化協議会の協議内容を反映させるほか、合理化を推進するための目標の設定等に当たっては、「流域林業活性化目標の試算について」（平成3年7月25日付け3林野企第126号林野庁長官通知）を参考とすること。

(国有林森林計画において定める事項)

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化を一体的かつ総合的に促進するための方針を定めること。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

地形、気候等の自然条件及び林業機械の普及状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案して、環境負荷の低減に配慮し非皆伐施業にも対応

注 国有林森林計画にあっては、6は次のとおり読み替えて記載する。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

(4) その他必要な事項

した高性能林業機械の導入目標の明確化や稼働率の向上など地域の特性に応じた林業機械化の方針を定めること。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

地域における木材の需給、流通及び加工施設の状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案して、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、品質や性能が明確で需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給し得る体制の整備など地域の特性に応じた林産物の利用の促進のための施設の整備の推進方針を定めること。

(4) その他必要な事項

(1)から(3)までのほか、森林施業の合理化について必要な事項を定めること。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

○樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			

注1 区域欄には、当該区域の属する林班名を記載する。

2 留意すべき事項欄には、水源涵養、土砂流出防止等について特に留意すべき事項を記載する。

3 備考欄には、保安林にあってはその旨、施業を特定する必要がある林分等にあっては、その種類を記載する。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

○森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

単位 面積：ha

区分	森林の所在	面積	搬出方法
総数			
市町村			

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たって水資源の涵養、土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して定めること。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

第3の5(5)林産物の搬出方法を踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の自然条件から判断して搬出方法を特定しなければ、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障が生ずると認められるものを定めること。

別内訳			
-----	--	--	--

注 森林の所在は、林班、小班等により表示するものとする。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

(4) その他必要な事項

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

(3) 治山事業の実施に関する方針

(4) 特定保安林の整備に関する事項

(5) その他必要な事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼさないことを旨として、土地の形質変更実施地区の選定に当たって配慮すべき事項、土石の切り取り、盛り土を行う場合の法面工法その他必要な事項を定めること。その際、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する旨を記述すること。

(4) その他必要な事項

(1) から (3) までのほか、森林の土地の保全について必要な事項を定めること。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を勘案し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林の配備や整備に関する方針を定めること。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

流域の地形、気象、土壌等の自然条件、指定の目的、受益の対象等を勘案し、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、保安施設事業を行うのに必要な保安施設地区の指定に関する方針を定めること。

(3) 治山事業の実施に関する方針

流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくりに関する取組を、事前防災・減災の考え方に立って実施する旨を定めること。具体的には、保安林の整備、溪間工、山腹工、地下水排除工、海岸防災林の整備・保全など、治山事業（保安施設事業及び林野の保全に係る地すべり防止事業）の実施に関する方針を定めること。なお、その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や流域での危険木の伐採などの施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策についても記述すること。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、当該機能を確保するために早急に施業を実施する必要がある特定保安林の整備に関する方針を定めること。

(5) その他必要な事項

計画区内の保安林の適正な管理を確保するに当たっての課題と当該課題への対応等につき幅広く定めること。

注 国有林森林計画にあつては、(4)は記載を要しない。

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針
ア 区域の設定の基準

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

- (2) その他必要な事項

注 国有林森林計画にあつては、3は次のとおり読み替えて記載する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
ア 区域の設定
鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

- (2) その他必要な事項

3 鳥獣害の防止に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の方針)

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針
ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する旨の基準を定めること。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めること。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める旨を記述すること。

- (2) その他必要な事項

(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針等について必要な事項を定めること。

(国有林森林計画において定める事項)

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
ア 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を定めること。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めること。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める旨を記述すること。

- (2) その他必要な事項

(1)のほか、鳥獣害の防止について必要な事項を定めること。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	
うち前半5年分	

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数		
うち前半5年分		

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設									
開設計									
拡張									

注1 開設及び拡張の別に記載する。

2 拡張にあつては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付して併記する。

3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。

4 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄に支線名及び分線名を記載する。

5 延長及び箇所数欄は市町村ごとに集計するとともに、開設については総数を記載する。

6 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。

2 間伐面積

間伐立木材積、間伐を実施すべき林齢となっている森林、過去の間伐の実施の傾向等を勘案して定めること。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

1により定める主伐に係る伐採立木材積に見合う伐採面積、伐採跡地、未立木地、その他の造林すべき状態にある土地、過去の造林の傾向等を勘案して、人工造林及び天然更新別に定めること。計画量の決定に当たっては、附録第10号により算出する持続的伐採可能量を踏まえ、広く検討を行うこと。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

自然条件及び社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に路網整備を加速させることを旨とし、当該森林計画区における利用すべき森林の状況、1から3により定める伐採立木材積及び間伐立木材積、造林面積、過去の林道の開設状況や公道の整備状況等を勘案して定めること。

- 7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。
- 8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）			
水源涵養のための保安林			
災害防備のための保安林			
保健、風致の保存等のための保安林			

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		

注1 指定及び解除の別に記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとの総数も記載する。

2 区域欄には、当該区域の属する林班番号又は字名を記載する。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 全国森林計画に定められた保安施設に関する事項を踏まえ、計画期末の保安林の種類別の面積並びに指定及び解除の別、種類別の所在、面積、指定又は解除を必要とする理由等を定めること。

イ 種類は、水源涵養、災害防備及び保健、風致の保存等の別とすること。

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の変 更面積

注 面積は、種類ごとかつ指定施業要件の整備区分ごとに計画期間中の合計を記載する。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
単位 面積：ha

森林の所在		面積		指定を必要 とする理由	備考
市町村	区域		うち前半5年分		

注1 区域欄には、当該区域の属する林班番号又は字名を記載する。
2 指定を必要とする理由欄には、施工すべき保安施設事業の概要を記載する。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		

注1 区域欄には、当該区域の属する林班、字名又は対象区域の代表的地名を記載する。
2 治山事業施行地区数欄には、実施すべき治山事業の数量を計上する。
3 計画期間の後半5年分の数量は市町村別に記載しても差し支えない。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
指定の目的、受益の対象、地形、気象、土壌等を勘案して、所在、面積及び指定を必要とする理由を定めること。

(3) 実施すべき治山事業の数量
事業の重要性、緊急度等を勘案して、治山事業を実施する箇所について、林班を単位としてとりまとめた数量を定めること。

4 主な工種欄には、当該区域における治山事業の主な工種（溪間工、山腹工、地下水排除工、本数調整伐）を記載する。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

特定保安林	市町村	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期等					
		番号	所在		面積	造林				保育	
			位置	林班小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積

単位 面積：ha

実施すべき施業の方法及び時期等										その他必要な事項	備考
		伐採				その他					
方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期		

注1 特定保安林には、特定保安林の指定の順に付する一連番号と保安林種を記載する。

2 要整備森林の番号は特定保安林ごとに一連番号を記載する。

3 造林の方法には、更新樹種、植栽本数その他必要な事項を記載する。

4 保育の方法には、除伐の場合の目的外樹種の除去の程度その他必要な事項を記載する。

5 伐採の方法には、伐採率（71～100%を「Ⅰ」、31～70%を「Ⅱ」、30%以下を「Ⅲ」と区分する。）、伐区の形状その他必要な事項を記載する。

6 その他の方法には、林産物の搬出方法、病虫害等の防除の方法等を必要に応じて記載する。

7 時期は、当該事業を完了すべき期限を年月日で記載する。

8 その他必要な事項は、要整備森林についての施業と一体的に行う必要のある事項について記載する。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

要整備森林の所在、要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期に関する事項その他必要な事項は、次の事項に留意して定めること。

(1) 要整備森林の所在は、字及び地番並びに林班及び小班により明確に表示すること。

(2) 要整備森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容、当該地方の林業技術水準からみて森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれるものをその対象とするものであること。したがって、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適当な森林、例えば治山事業の対象地等は、その対象としないものとする。

(3) 要整備森林について実施すべき施業の方法は、当該要整備森林について定められている指定施業要件の範囲内で、当該地方において行われている施業、森林の取扱い等からみて実施が可能であると判断される内容のものとし、造林、保育、伐採、その他の施業に区分し、それぞれ必要に応じて次の事項について定めること。

ア 造林は、植栽、天然下種更新等造林の種類、面積、更新樹種、植栽の本数その他造林に関する事項

イ 保育は、つる切り、除伐等保育の種類、面積、除伐の対象とする林木の内容その他保育に関する事項

ウ 伐採は、皆伐、択伐、間伐等伐採の種類、面積、伐採率、伐区の形状その他伐採に関する事項

(4) 実施すべき施業の時期は、当該指定保安林の整備の緊急性に配慮するとともに、当該施業が計画的かつ効率的に行われるように、施業の実施に適切な時期、当該森林に係る林道、森林作業道等の整備の状況、必要な準備期間等を勘案し、(2)の施業の区分ごとに当該施業を完了すべき期限を年月日により表示すること。また、この期限は、当該要整備森林に係る地域森林計画の変更の時期（地域森林計画の樹立時に要整備森林につき定める場合は当該計画の始期）から起算しておおむね2年以内とすること。ただし、(2)の施業の区分の2以上につき一体として定める必要のある場合は、その一体として定める施業の全部につき原則として4年以内とすること。

(5) その他必要な事項は、特定保安林において、要整備森林の施業の実施と併せ一体的かつ計画的に進める必要のある施設の整備、要整備森林以外の森林施業の実施に関する事項その他施業等の実施に当たって特に留意すべき事項を定めること。

注 国有林森林計画にあっては、6は記載を要しない。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	

- 注1 種類欄は、制限林の種類ごとに記載すること。
 2 保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに記載する。
 3 制限林の種類が重複する場合にあっては種類欄にその種類を併記する。
 4 区域欄には、当該区域の属する林班名又は字名を記載する。

2 その他必要な事項

注 国有林森林計画にあっては、以下を記載する。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数			
市町村別内訳			

注 森林の区域は林班及び小班により表示するものとする。

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保険機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

第7 その他必要な事項

第1から第6までに掲げるもののほか、森林の整備及び保全のために必要な事項について定めること。

1 保安林その他制限林の施業方法

施業方法について保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第（昭和26年農林省令第54号）10条各号に掲げる森林及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の森林について、それぞれの種類ごと（自然公園特別地域にあっては、さらに特別保護地区及び第1～第3種特別地域の区分ごと）に定めること。
 また、都道府県等が定める条例に基づき施業の制限を受けている森林の施業方法について、前段に準じて定めること。

2 その他必要な事項

1のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項について定めること。

施業方法は公益的機能別施業森林の区分ごとに、伐期の延長、長伐期施業、複層林施業（択伐）、複層林施業（択伐以外）の該当する施業方法を記載する。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
※表は1に同じ
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
※表は1に同じ
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
※表は1に同じ

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総数				
市町村別内訳				

注 森林の区域は林班により表示するものとする。

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分		区 域 面 積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②／①×100
			総数②	国有林	民有林	
総 数						
市 町 村 別 内 訳						

注 1 区域面積については、資料の出所を欄外に記載する。

2 森林面積は森林法第 2 条で定義された森林の面積を記載する。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気 温 (℃)			年間降水 量 (mm)	最高積雪 量 (cm)	主 風 の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年平均				

注 資料の出所を欄外に記載する。

イ 地 勢

ウ 地質、土壤等

(3) 土地利用の現況

単位 面積：千ha

区 分		総 数	森 林	農 地			そ の 他	
				総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数								
市 町 村 別 内 訳								

注 欄外に資料の出所を記載する。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分		総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
			総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数								
市 町 村 別 内 訳								

注 欄外に資料の出所を記載する。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：千人

区 分		総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
			計	農 業	林 業	水産業		
総 数								
市 町 村 別 内 訳								

注 欄外に資料の出所を記載する。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m³、立竹は千束 成長量：千m³

区 分		総 数			I 齢 級			21 齢 級 以 上		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立 人 工	総 数									
	総 数	総数								
		針								
		広								
	総 人 数	総数								
		針								
		広								
	育単 層	総数								
		針								

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m³、立竹は千束

区 分		総数	立 木 地																					竹林	無 立 木 地			
			総 数			人 工 林									天 然 林										総数	伐採	未立	
						総 数			育成単層林			育成複層林			総 数			育成単層林			育成複層林							天然生林
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広		総数	針		広
総 数	面 積																											
	材 積																											
	成長量																											
制限林	面 積																											
	材 積																											
	成長量																											
普通林	面 積																											
	材 積																											
	成長量																											

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m³、立竹は千束

区 分		総数	立 木 地																					竹林	無 立 木 地			
			総 数			人 工 林									天 然 林										総数	伐採	未立	
						総 数			育成単層林			育成複層林			総 数			育成単層林			育成複層林							天然生林
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広		総数	針		広
総 数	面 積																											
	材 積																											
〇〇市	面 積																											
	材 積																											
〇〇市	面 積																											
	材 積																											
〇〇市	面 積																											
	材 積																											
〇〇市	面 積																											
	材 積																											

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m³、立竹は千束

区 分		総数	立 木 地																								竹林	無 立 木 地			
			総 数			人 工 林									天 然 林													総数	伐採 跡地	未立 木地	
						総 数			育成単層林			育成複層林			総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広				総数	針
総 数	面 積																														
	材 積																														
都道府 県有林	面 積																														
	材 積																														
市町村 有 林	面 積																														
	材 積																														
財産区 有 林	面 積																														
	材 積																														
私有林	面 積																														
	材 積																														

注1 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村が、財産区有林とは地方自治法第3編第4章に規定される財産区が、それぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。ただし、分収造林契約の場合は造林者をもって森林所有者とする。

2 国有林森林計画については記載を要しない。

(5) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	保安林				計	保安施設地区	砂防指定地区	自然公園																			自然環境保全法による原生自然環境保全地域	自然環境保全法による自然環境保全地域の特別地区	環境保全地域の特別地区	鳥獣保護管理法による特別保護地区	都市緑地法による特別緑地保全地区	都市計画法による風致地区	林業種苗法による特別母樹林	文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による管理地区	その他	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他の保安林				国立公園						国定公園						都道府県立自然公園																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
								特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地域区分未定地域	小計	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地域区分未定地域	小計	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地域区分未定地域	小計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
																									計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
総数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

注 左側の欄より記入し、記入欄の左側の制限林と重複する面積は上段に（ ）書で外書する。

(6) 樹種別材積表

単位 材積：千m³

樹 種 林 種						
総 数						
人 工 林						
天 然 林						

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：ha

市町村	特 定 保 安 林					要整備森林		備 考
	番 号	面 積				箇所数	面 積	
		総 数	人工林	天然林	その他			

注 1 特定保安林の番号は第 6 の 6 で定めた番号を記載する。

2 要整備森林の箇所数は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

3 備考に不在村者（他市町村に居住している者及び所有森林を管理する出張所等が当該市町村に所在しない会社）の所有に係る要整備森林の面積を市町村ごとに記載する。

4 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区 分	荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数		
市		
町		
村		
別		
内		
訳		

(9) 森林の被害

種 類										
年 度										
総 数										
市										
町										

注1 市町村別の人数欄には、当該市長村の森林について立てられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載する。

2 当該市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数を上段に（ ）書きする。

3 市町村別の面積欄には1の人数に対応する面積を記載、2に対応する面積を上段に（ ）書きする。

4 総数欄の人数は市町村別内訳の合計でなく当該森林計画区の認定森林所有者等の数とする。

5 調査時点を欄外に記載する。

6 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：ha

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数					
〇〇市					
〇〇町					

注1 件数欄には、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の数を記載する。

注2 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役	出資金	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
				職員数	総数		
森林組合	総数						
	〇〇市						
	〇〇町						

生産森林	総数						
	〇〇市						
	〇〇町						

組 合							
--------	--	--	--	--	--	--	--

注 1 組合員所有（又は組合経営）森林面積は、森林組合にあっては組合員及び森林組合所有の、生産森林組合にあっては組合経営の森林面積を記載する。

2 資料の出所及び調査時点を欄外に記載する。

イ 事業内容及び活動状況等

(5) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区 分	造林業	素 材 生産業	木材卸売業 （うち素材 市売市場）	木材・木製品製造業		その他
				製造業	その他	
総 数						
市 町 村 別 内 訳						

注 各業種欄には、事業等内容に応じた年間事業量等を付記する。

(6) 林業労働力の概況

注 林業就業者の動向、就業状況等について記載する。

(7) 林業機械化の概況

注 主要林業機械の利用状況等について記載する。

(8) 作業路網等の整備の概況

注 森林施業に必要な森林作業道等の施設の整備状況について記載する。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m³ 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数									
針 葉 樹									
広 葉 樹									

注 1 計画欄には、前計画の前半 5 カ年分に対応する計画量を記載する。

2 実行欄には、前計画の前半5カ年分の実行量を記載する。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量とする。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合

注 (1)の注に同じ。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合

注 (1)の注に同じ。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網						
うち林業専用道						

注 (1)の注に同じ。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合

注 (1)の注に同じ。

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実 行 歩 合

注 (1)の注に同じ。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：％

種 類	治 山 事 業 施 行 地 区 数		
	計 画	実 行	実 行 歩 合

注 (1)の注に同じ。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積：ha 実行歩合：％

施 業 区 分		計 画	実 行	実 行 歩 合
造 林	総 数			
	人工造林			
	天然更新			
保 育				
伐 採	総 数			
	主 伐			
	間 伐			
そ の 他				

注 1 (1)の注に同じ。

2 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農 用 地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及びそ の附帯地	採石採土地	そ の 他	合 計

注 1 面積欄には、前計画の前半5カ年に対応する異動面積を記載する。

2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計

注 面積欄には、前計画の前半5カ年に対応する異動面積を記載する。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：千m³ 延長：km

分 期			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
伐採立木材積	總數	總 数								
		針 葉 樹								
		広 葉 樹								
	主伐	總 数								
		針 葉 樹								
		広 葉 樹								
	間伐	總 数								
		針 葉 樹								
		広 葉 樹								
造林面積	總 数									
	人 工 造 林									
	天 然 更 新									
林 道 開 設 延 長										

注 森林計画樹立の翌年度から5年間を第Ⅰ分期、次の5年間を第Ⅱ分期以下同様とし、最終の分期を第Ⅷ分期とする。

(2) 分期別期首資源表

区 分			面 積										単位 面積：ha 材積：千m³		
			総 数	1・2 齡 級	3・4 齡 級	5・6 齡 級	7・8 齡 級	9・10 齡 級	11・12 齡 級	13・14 齡 級	15・16 齡 級		21齡級 以 上	材 積	
第Ⅰ 分期	総 人 工 林	総 数													
		育成単層林													
		育成複層林													
	天 然 林	総 数													
		育成単層林													
		育成複層林													
		天 然 生 林													
第Ⅸ 分期	総 人 工 林	総 数													
		育成単層林													
		育成複層林													
	天 然 林	総 数													
		育成単層林													
		育成複層林													
		天 然 生 林													

注 1 齢級を5年としアラビア数字を用い1年生から5年生までを1齢級、6年生から10年生までを2齢級とし、以下順次3、4齢級とする。

7 その他

- (1) 施業方法別の施業体系図
- (2) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千 m^3

主伐（皆伐）上限量の目安

注 附録第10号により算出する。

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：％ 材積：千 m^3

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100			
90			
80			
70			
60			
50			
40			
30			
20			
10			

注1 持続的伐採可能量は附録第10号により算出する。

2 間伐立木材積は地域森林計画Ⅱの第6の1に定める計画量を記載する。

3 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でないことに注意。

4 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

- (3) その他

○附録第 1 号 削除

○附録第 2 号

空中写真撮影等運営要領

1 撮影計画の提出

空中写真撮影の計画に当たっては、撮影区域の調整を図るため、別紙様式による空中写真撮影計画を前年度の10月末日までに林野庁に提出するものとする。

2 測量成果の調製

- (1) 空中写真撮影を行ったときは、林野庁測定規程（平成24年1月6日付け23林国業第100号－1 林野庁長官通知）第240条第1項及び第2項の規定に従い、同条第1項に規定する標定図を作成するものとする。
- (2) フィルム航空カメラで空中写真の撮影を行った場合におけるネガフィルムには、東西方向コースにあつては南側、南北方向のコースにあつては西側の画枠の内側に、撮影地区指定番号（1により提出された空中写真撮影計画を調整して林野庁が通知する番号をいう。）、撮影地区名、コース番号、写真番号等を別表第1に示す例により注記するものとする。この場合において、注記は林野庁測定規程第228条第2項第2号及び第3号に従ってするものとする。
- (3) フィルム航空カメラで空中写真の撮影を行った場合には、正射写真図フィルム及び正射写真図を作成するものとし、正射写真図フィルムには、別表第2に示す例により整飾をほどこすものとする。
- (4) 正射写真図を作成したときは、5万分の1地形図上に、正射写真図の図郭、写真図番号を図示した索引図を作成するものとする。

別紙様式
林野庁長官あて

〇〇県知事 ☐ ☐ ☐ ☐

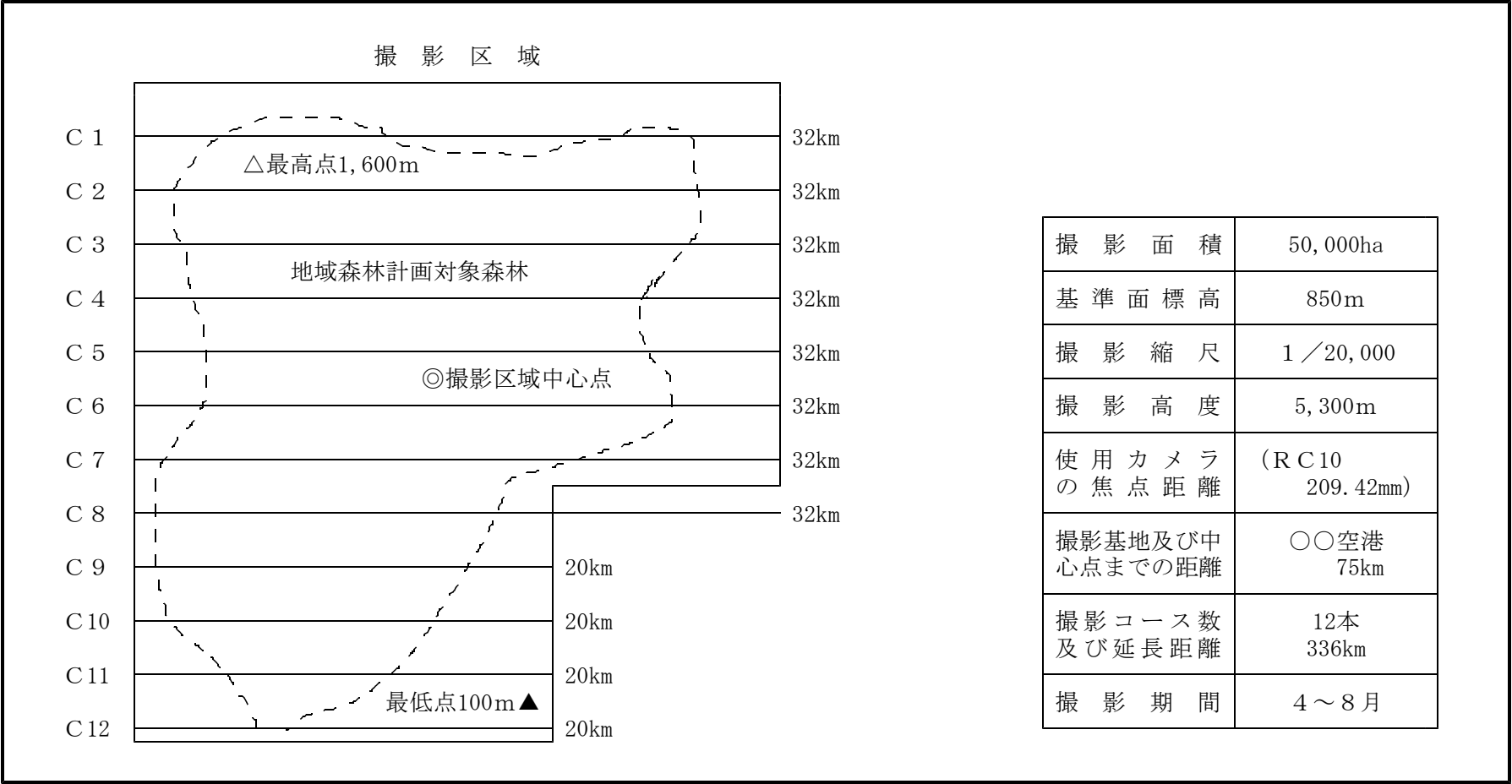
〇〇年度〇〇地区空中写真撮影計画

撮 影 計 画 地 区 名	森 林 計 画 区 名	樹立 年度	撮影面積 (ha)			既往撮影成果			撮影経費	
			民有林	その他	計(1)	撮影 機関	撮影 年度	撮影 縮尺	ha単価 (2)	事業費 (1)×(2)
備 考										

注) 1. 既往撮影成果欄の撮影機関は、都道府県、林野庁、国土地理院等を記載する。
2. 撮影計画の対象区域、撮影コースを別紙参考様式の例により国土地理院発行の 1 / 200, 000地勢図に図示し添付する。
3. 撮影計画の地区ごとに経費積算書を作成し添付する。

1 : 200, 000地勢図

地 勢 図 名 称



1 : 200, 000

注) 使用カメラの焦点距離等は例示である。

別表第 1

フィルム注記

3 ミリメートル ↓ 90- 8 (第4アイズ)		10 ミリメートル		10 ミリメートル		10 ミリメートル		10 ミリメートル	
		↔		↔		↔		↔	
		C 18-14		5. 27		H=4, 800		フクシマケン	
撮影地区 指定番号		コース 番号		撮影 月日		撮影 高度		撮影計画 機関	
撮影地区 名		写真 番号							

注) 撮影地区指定番号等は例示である。

正射写真図の整飾

30-10 ※写真図番号 (全枚数-当該写真番数)

30-5 | 6※隣接写真図番号

〇〇〇市 (町村)

12-6 →

←12-7

+7.0

↑

↑

12-11

12-12

※該当基本図番号

※座標値

年

+6.0

度

作

業

機

関

計

画

機

関

✓ (3mm)

○

○

○

○

○

○

98-5C31~2

※使用空中写真番号

撮影

H10.5.20

30-10

1 : 5 , 0 0 0

(5mm)

○附録第3号

伐採立木材積の計算要領

伐採立木材積の計算は、皆伐作業を行なう森林については、原則として、減反率を用いる方法により、皆伐作業以外の作業を行なう森林については、択伐作業を行なう森林とみなして繰り返し期間及び択伐率を用いる方法によって行うものとする。

1 計算の単位

伐採立木材積の計算の単位は、森林計画区内の民有林を次のように区分して定める。ただし、一つの単位に含まれる森林面積が少ない場合には、その森林を他の単位の森林へ適宜包括することができる。

○ 皆伐作業を行う森林	{ 針葉樹の人工林 広葉樹の人工林 針葉樹の天然林 広葉樹の天然林
○ 皆伐作業以外の作業 を行う森林	{ 針葉樹の人工林 広葉樹の人工林 針葉樹の天然林 広葉樹の天然林

2 計算に必要な資料

計算は、原則として次の資料により行うものとする。

- (1) 1により区分した計算の単位別の齢級別面積及び単位面積当たり立木材積（森林資源構成表から求める。）
- (2) 分期別林種転換見込量（都道府県の計画量及び実績等を勘案して求める。）
- (3) 齢級別の間伐対象面積比率及び間伐対象林分の間伐率（伐採照査等の実績から求める。）
- (4) 齢級別の人工林天然林別、針葉樹広葉樹別の伐採面積（伐採照査等の実績から求める。）
- (5) 択伐の繰り返し期間及び択伐率（伐採照査等の実績から求める。）

3 皆伐作業を行う森林の計算

- (1) 林種転換を行う森林以外の森林

林種転換を行う森林以外の森林についての計算は次により行う。

ア 減反率の計算

減反率の計算は、次により行う。

- (ア) 平均伐採齢及び伐採齢分散を次の式により求める。

$$\bar{t} = \frac{\sum t_i n_i}{N} \quad n_i = \frac{q_i}{a_i}$$
$$\sigma^2 = \frac{1}{N} \sum n_i t_i^2 - (\bar{t})^2$$

$\bar{t}$ ……平均伐採齢

σ^2 ……伐採齢分散

t_i ……齢級 ($i = 1, 2, \dots$)

n_i …… t_i 齢級における伐採面積率

N …… $\sum n_i$

q_i ……伐採照査結果等による t_i 齢級の伐採面積

a_i …… t_i 齢級における森林面積

(イ) M 及び k を次の式により求める。

$$M = \frac{\bar{t}}{\sigma^2} \quad k = \frac{\overline{t^2}}{\sigma^2}$$

(ウ) 自由度 $2k$ の「 χ^2 分布表」を用いて、減反曲線のグラフを描き、このグラフの横軸上における $2M$ 、 $4M$ 、 $6M$ ……の各点に垂線を立て、減反曲線との交点を取り、隣接する垂線との差を各齢級の減反率として求める。

イ 伐採行列図式による計算

伐採行列図式による計算は、次により第 1 表に記入して行う。

(ア) 主伐面積

① 換算面積

換算面積は、計画の期首における齢級別の面積を保存率（当該齢級までの減反率の和を 1 から減じたもの。）で除して計算する。

② 分期別の主伐面積

第 I 分期の主伐面積は、齢級別の換算面積に当該齢級の減反率を乗じて計算する。第 II 分期以降の主伐面積は、換算面積に逐次 1 齢級ずつ繰り上げた齢級の減反率を乗じて計算する。

③ 分期別の更新面積

分期別の更新面積は、人工造林の場合にあっては②により計算した人工林の主伐面積の合計（再造林面積）に拡大造林面積を加え、天然更新の場合にあっては②により計算した天然林の主伐面積の合計から林種転換面積を減じて計算する。

(イ) 主伐材積

主伐材積は、(ア)により計算した齢級別主伐面積に齢級別の単位面積当たり立木材積を乗じて計算する。

(ウ) 分期別の齢級別期首面積

第 II 分期の齢級別期首面積は、第 I 分期の齢級別期首面積から第 I 分期の主伐面積を減じて計算する。第 III 分期以降の齢級別期首面積についても同様の計算を行う。

(エ) 分期別の齢級別期首蓄積

分期別の齢級別期首蓄積は、(ウ)により計算された分期別の齢級別期首面積に齢級別単位面積当たり材積を乗じて計算する。

(オ) 分期別の間伐面積

分期別の間伐面積は、間伐の対象となる齢級の面積に当該齢級の間伐対象面積率を乗じて計算する。

(カ) 分期別の間伐材積

分期別の間伐材積は、(オ)により計算した齢級別間伐面積に単位面積当たり材積及び間伐率を乗じて計算する。

(2) 林種転換を行う森林

林種転換を行う森林については、次により計算を行う。

(ア) 対象にする森林

対象にする森林は、林種転換を行おうとする分期別見込量を想定して定める。

(イ) 齢級別の伐採面積

齢級別の伐採面積は、(ア)により想定された分期別の林種転換面積を天然林における伐採照査等の結果から得られる齢級別伐採面積の比率により按分して定める。

(ウ) 主伐材積

主伐材積は、(イ)によって計算した分期別の伐採面積に齢級別の単位面積当たり材積を乗じて計算する。ただし、第Ⅱ分期以降の主伐材積は、(イ)により計算した齢級別の森林を、当該分期に見合う齢級に繰り上げて計算する。

4 皆伐作業以外の作業を行う森林の計算

皆伐作業以外の作業を行う森林については、次により行う。

(ア) 主伐面積

分期別の主伐面積の計算は、次の式により第2表に記入して計算する。

$$f_i = \frac{F_i}{l} \times n$$

f_i …… i 分期の主伐面積
 F_i …… i 分期期首の森林面積
 l ……伐採の繰返し期間
 n ……分期の年数

(イ) 分期別の主伐材積の計算

分期別の主伐材積の計算は、次の式により第2表に記入して行う。

$$E_i = f_i \times u_i \times p$$

E_i …… i 分期の主伐材積
 u_i …… i 分期期首の単位面積当たりの材積
 p ……伐採率

(ウ) 分期別の期首蓄積

分期別の期首蓄積は、次の式により第2表に記入して計算する。

$$V_{i+1} = \left(V_i + \frac{n}{2} Z_i - E_i \right) \left(1 + \frac{n Z_i}{2 V_i} \right)$$

V_{i+1} …… i + 1 分期の期首蓄積
 V_i …… i 分期の期首蓄積
 E_i …… i 分期の伐採材積
 Z_i …… i 分期期首の連年成長量

n ……分期の年数

5 森林計画区における分期別の伐採立木材積及び森林資源

森林計画区における分期別の伐採立木材積及び森林資源は、3 及び 4 により、計算の単位ごとに求めた結果を第 3 表及び第 4 表に記入して取りまとめる。

第1表 計算単位別計算表（皆伐の部）

(単位 面積：ha 蓄積、材積：千m³)

年齢級	換算面積	第Ⅰ分期期首面積蓄積	分期別の立木伐採量（面積・材積）								年齢級	分期別期首の森林資源（面積・蓄積）								
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅸ
1											1									
2											2									
3											3									
4											4									
5											5									
12											12									
13											13									
14											14									
15以上											15以上									
計	主伐										計									
	間伐																			
合計																				

注1 材積は面積の下段へ記入する。
2 主伐材積及び蓄積には（ ）を、間伐材積には《 》を付する。ただし、合計欄に記入する材積は、主伐材積と間伐材積との合計値に（ ）を付する。

第2表 計算単位別計算表（皆伐以外の伐採の部）

（単位 面積：ha 材積、蓄積：千m³）

		I	II	III	IV	V		IX
分期別の 立木伐採量	面積							
	材積							
分期別期首の 森林資源	面積							
	蓄積							

第3表 分期別伐採立木材積取りまとめ表

（単位 材積：千m³）

区分			分期							VIII
			I	II	III	IV	V			
皆伐	人工林	針								
		広								
	天然林	針								
		広								
皆伐以外の 伐採	人工林	針								
		広								
	天然林	針								
		広								
合計	針									
	広									
	計									

第4表 分期別森林資源（面積・蓄積）取りまとめ表

（単位 面積：ha 蓄積：千m³）

齡 級	總						数						人 工						林						天 然						林					
	分						期						分						期						分						期					
	Ⅰ						Ⅷ						Ⅰ						Ⅷ						Ⅰ						Ⅷ					
	皆伐		皆伐以外の伐採		計		皆伐		皆伐以外の伐採		計		皆伐		皆伐以外の伐採		計		皆伐		皆伐以外の伐採		計		皆伐		皆伐以外の伐採		計		皆伐		皆伐以外の伐採		計	
	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広
1																																				
2																																				
3																																				
12																																				
13																																				
14																																				
15 以上																																				
計																																				

注1 蓄積には（ ）を付する。

2 皆伐以外の伐採を行う森林の第Ⅱ分期以降の齡級別面積及び蓄積は、第2表の分期別の期首の森林資源を森林資源構成表の齡級別面積及び蓄積の比率により按分する。

○附録第 4 号

伐採立木材積等の基礎数量算出要領

1 伐採立木材積等

伐採立木材積（主伐）、間伐立木材積及び人工造林・天然更新別の造林面積（以下「伐採立木材積等」という。）の基礎となる数量の算出は、次により行うものとする。

- (1) 全国森林計画が樹立又は変更（伐採立木材積等が変更された場合に限る。）されたときに通知する広域流域（全国森林計画で定める広域流域をいう。以下同じ。）別・都道府県別又は広域流域別・森林管理局別の伐採立木材積等を、当該広域流域に係る森林計画区ごとに、当該地域森林計画又は国有林森林計画において定める森林整備及び保全の基本方針を踏まえ、次の事項を勘案して、全国森林計画の前期 5 ケ年・中期 5 ケ年・後期 5 ケ年別に割り振る。

ア 伐採立木材積（主伐）及び間伐立木材積については、当該森林計画区における森林の有する機能別の森林の所在及び面積、森林資源の賦存状況、過去の伐採傾向等
イ 造林面積については、当該森林計画区に割り振られた伐採立木材積、過去の造林の傾向等

- (2) 算出式 1 により、地域森林計画又は国有林森林計画において定める伐採立木材積等の基礎となる数量を算出する。

なお、地域森林計画を変更するにあたって、新全国森林計画の始期以前に係る計画期間がある場合は算出式 2 により算出する。

算出式 1

$$a = a_1 + a_2$$

$$a_1 = a_1 \times L_1 / 5 + a_2 \times (5 - L_1) / 5$$

$$a_2 = a_3 \times L_3 / 5 + a_2 \times (5 - L_3) / 5$$

a : 地域森林計画の計画期間に対応する数量

a_1 : a のうち前期 5 ケ年分に対応する数量

a_2 : a のうち後期 5 ケ年分に対応する数量

a_1 : 当該森林計画区に割り振られた前期 5 ケ年分の数量

a_2 : 当該森林計画区に割り振られた中期 5 ケ年分の数量

a_3 : 当該森林計画区に割り振られた後期 5 ケ年分の数量

L_1 : 新全国森林計画の前期 5 ケ年に含まれる地域森林計画の計画期間

L_3 : 新全国森林計画の後期 5 ケ年に含まれる地域森林計画の計画期間

算出式 2

$$a = a_1 + a_2$$

$$a_1 = a_1' \times L_1' / 5 + a_2' \times L_2' / 5 + a_1 \times \{5 - (L_1' + L_2')\} / 5$$

$$a_2 = a_1 \times (L_1' + L_2') / 5 + a_2 \times \{5 - (L_1' + L_2')\} / 5$$

a : 地域森林計画の計画期間に対応する数量

a_1 : a のうち前期 5 ケ年分に対応する数量

a_2 : a のうち後期 5 ケ年分に対応する数量

a_1 : 当該森林計画区に割り振られた新全国森林計画の前期 5 ケ年分の数量

a_2 : 当該森林計画区に割り振られた新全国森林計画の中期 5 ヶ年分の数量

$a_{1'}$: 当該森林計画区に割り振られた旧全国森林計画の前期 5 ヶ年分の数量

$a_{2'}$: 当該森林計画区に割り振られた旧全国森林計画の中期 5 ヶ年分の数量

$L_{1'}$: 旧全国森林計画の前期 5 ヶ年に含まれる地域森林計画の計画期間

$L_{2'}$: 旧全国森林計画の中期 5 ヶ年に含まれる地域森林計画の計画期間

(新全国森林計画と重なる期間を除く。)

2 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積の基礎となる数量の算出は、次により行うものとする。

- (1) 全国森林計画が樹立又は変更されたときに通知する広域流域（全国森林計画で定める広域流域をいう。以下同じ。）別・都道府県別又は広域流域別・森林管理局別の保安林面積を当該広域流域に係る森林計画区ごとに、当該地域森林計画又は国有林森林計画において定める森林整備及び保全の基本方針を踏まえ、次の事項を勘案して、全国森林計画の前期末・中期末・後期末における保安林面積を想定し割り振る。

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積については、保安林の指定の目的、受益の対象、地形、気象、地質、保安林の配備状況等

- (2) 算出式 3 により、地域森林計画において定める保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積の基礎となる数量を算出する。

算出式 3

$$a = a_1 + (a_2 - a_1) \times L_2 / 5 + (a_3 - a_2) \times L_3 / 5$$

a : 地域森林計画の計画期末における保安林の種類別の面積

a_1 : 新全国森林計画の前期末（5 年後）に対応する地域森林計画の保安林面積

a_2 : 新全国森林計画の中期末（10 年後）に対応する地域森林計画の保安林面積

a_3 : 新全国森林計画の後期末（15 年後）に対応する地域森林計画の保安林面積

L_2 : 新全国森林計画の中期 5 ヶ年に含まれる地域森林計画の計画期間

L_3 : 新全国森林計画の後期 5 ヶ年に含まれる地域森林計画の計画期間

○附録第5号

森林簿及びその他必要な図面の作成要領

1 森林簿

森林簿は次により作成するものとする。森林簿の様式は別記様式による。

ただし、地域森林計画にかかる森林簿については(4)、国有林森林計画に係る森林簿については(7)から(9)まで、(27)、(28)及び(31)から(37)までを記載することは要せず、国有林森林計画に係る森林簿については、「森林調査簿の様式及び記載要領について」(昭和44年8月28日付け44林野計第369号林野庁長官通達)に基づき作成する森林調査簿に代えることができるものとする。

また、公益的機能別施業森林、保健機能森林等については、市町村森林整備計画に定められているものを記載する。

なお、国有林森林計画に係るコードについては、「森林調査簿の様式及び記載要領について」に定めのあるものについてはこれによるものとする。

(1) 広域流域

当該森林計画区の属する広域流域名を下表のコードを用いて記載する。

広域流域名	コード	広域流域名	コード	広域流域名	コード
天 塩 川	0 1	那 珂 川	1 6	円山・千代川	3 1
石 狩 川	0 2	利 根 川	1 7	江 の 川	3 2
網走・湧別川	0 3	相 模 川	1 8	芦田・佐波川	3 3
十勝・釧路川	0 4	富 士 川	1 9	高 津 川	3 4
沙 流 川	0 5	天 竜 川	2 0	重信・肱川	3 5
渡島・尻別川	0 6	神通・庄川	2 1	吉野・仁淀川	3 6
岩 木 川	0 7	九 頭 竜 川	2 2	四 万 十 川	3 7
馬 淵 川	0 8	木 曾 川	2 3	遠賀・大野川	3 8
閉 伊 川	0 9	由 良 川	2 4	筑 後 川	3 9
北 上 川	1 0	淀 川	2 5	本 明 川	4 0
米代・雄物川	1 1	宮 川	2 6	菊池・球磨川	4 1
最 上 川	1 2	熊 野 川	2 7	大 淀 川	4 2
阿 武 隈 川	1 3	紀 ノ 川	2 8	川内・肝属川	4 3
阿 賀 野 川	1 4	加 古 川	2 9	沖 縄	4 4
信 濃 川	1 5	高梁・吉井川	3 0		

(2) 森林計画区

別表1のコードを用いて記載する。

(3) 市町村

都道府県ごとにコード化し、そのコードを用いて記載する。

(4) 森林管理署

森林管理署ごとにコード化し、そのコードを用いて記載する。

(5) 林 班

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用につい

て」(以下「運用について」という。)に定めた林班番号を用いて記載する。

(6) 小 班

「運用について」に定めた小班番号又は記号を用いて記載する。

(7) 森林の所在

ア 大字

市町村ごとにコード化し、そのコードを用いて記載する。又はカタカナを用いて記載する。

イ 字

市町村ごとにコード化し、そのコードを用いて記載する。又はカタカナを用いて記載する。

ウ 地番

森林の所在が大字名と地番、又は字名と地番で明確になる場合は大字名又は字名を省略しても良い。

(8) 森林所有者名

コード化し、そのコードを用いて記載する。又はカタカナを用いて記載する。

(9) 森林所有者の在村・不在村

次のコードを用いて記載する。

区 分		コード
在 村		1
不 在 村	都 道 府 県 内	2
	都 道 府 県 外	3

(10) 機能の種類

林班又は小班の森林機能について機能別に機能評価区分したものを次のコードを用いて、その合計値を記載する。

機 能	評価区分	コード
木 材 等 生 産	H	1 0 0 0 0
	M	2 0 0 0 0
	L	3 0 0 0 0
水 源 涵 養	H	1 0 0 0
	M	2 0 0 0
	L	3 0 0 0
山地災害防止 ／ 土 壌 保 全	H	1 0 0
	M	2 0 0
	L	3 0 0

快適環境形成	H	1 0
	M	2 0
	L	3 0
保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全	H	1
	M	2
	L	3

(11) 森林の種類

別表 3 のコードを用いて記載する。

(12) 面 積

ア 面積の単位はヘクタールとし、単位以下 2 位（3 位四捨五入）まで記載する。

イ 面積は、林小班を地貌図、等高線図、写真図に記入し、プラニメーター等を用いて林班面積を定め、これにより更正した小班面積を記載する。

(13) 林 種

次のコードを用いて記載する。

林 種	コード
人 工 林	J
天 然 林	T
伐採跡地	A
未立木地	M
竹 林	B

(14) 林種の細分

次のコードを用いて記載する。

施業方法による区分	コード
育 成 単 層 林	S
育 成 複 層 林	P
天 然 生 林	N

(15) 層区分

層区分は、上層木、下層木等に区分して記載する。

なお、層区分した場合は層ごとに樹種、混交歩合、面積歩合、林齢、齢級を記載する。

(16) 樹 種

ア 樹種名はカタカナ又は別表 2 のコードを用いて記載する。

なお、樹種名は主要樹種について記載し、他のものについては、一括して「その他の針葉樹」「その他の広葉樹」として差し支えない。

イ 混交林等で樹種の区分が明確な林分は区分して記載する。

(17) 混交歩合

混交歩合は、樹種又は層区分ごとに材積の百分率をもって記載する。

(18) 面積歩合

面積歩合は、複層林について層区分ごとに樹冠の占有面積歩合を百分率をもって記載する。

(19) 林 齢

ア 複層林等で林令の区分が明確な林分は上層木、下層木等に区分して記載する。

イ ア以外の異齢林の林齢はその異なる立木の林齢の平均値とし、あわせてその異なる林齢の範囲を記載する。

(20) 齢 級

齢級数を記載する。

(21) 樹冠疎密度

樹冠疎密度は次のコードを用いて記載する。

樹 冠 疎 密 度	コード
疎	1
中	2
密	3

(22) 平均樹高

単位はメートルとし、単位未満を四捨五入して記載する。

(23) 地位級

地域森林計画にあつては別添「立地級調査について」により、国有林森林計画にあつては「立地級区分調査要領の施行について」（昭和39年10月1日付け林野計第537号林野庁長官通達）により調査を行い、現在、将来別に主要樹種について記載する。

(24) 地利級

地域森林計画にあつては別添「立地級調査について」により、国有林森林計画にあつては「立地級区分調査要領の施行について」により調査を行い、現在及び将来の地利級を記載する。

(25) 立地級

地域森林計画にあつては別添「立地級調査について」により、国有林森林計画にあつては「立地級区分調査要領の施行について」により調査を行い、現在、将来別に主要樹種について記載する。

(26) 傾 斜

次のコードを用いて記載する。

区 分	コード
緩傾斜地(0° ～15°)	1
中傾斜地(15° ～30°)	2
急傾斜地(30° ～35°)	3
急峻地 (35° ～)	4

(27) 伐採の方法

次のコードを用いて記載する。

伐採の方法等	コード
皆 伐	K

択伐	T
禁伐	N
その他	O

(28) 更新の方法等

次のコードを用いて記載する。

更新の方法等	コード
新植	S
天然下種	T
ぼう芽	B
更新困難地	K

(29) 公益的機能別施業森林等

市町村森林整備計画で定められた公益的機能別施業森林等を次の区分及び施業方法のコードを用いて記載する。

区 分	コード
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	S
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	T
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	K
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	H
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	M
その他	Z

施 業 方 法	コード
伐期の延長を推進すべき森林	E
長伐期施業を推進すべき森林	B
複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	F

択伐による複層林施業を推進すべき森林	P
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	I

(30) 搬出方法を特定する森林等

ア 搬出方法を特定する森林等は次のコードを用いて記載する。

イ 都道府県及び市町村で施業を特定する必要がある森林、特定保安林及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」(平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知) 第1の2の(1)のアに規定する要整備森林は追加してコード化して記載する。

搬出方法を特定する森林等	コード
更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林	U
森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林	T

(31) 鳥獣害防止森林区域

市町村森林整備計画で定められた鳥獣害防止森林区域を次の対象鳥獣の種類の区分のコードを用いて記載する。

対象鳥獣の種類	コード
ニホンジカ	S
その他の鳥獣	O

(32) 材積及び成長量

単位は立法メートルとし、単位未満を四捨五入して記載する。

(33) 伐期材積

伐期材積は当該林分が標準伐期齢に達した時のヘクタール当たりの材積を記載する。

(34) 森林経営計画

森林経営計画作成林分については次のコードを用いて記載する。

区 分	森林経営計画	森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林経営計画
市町村長認定	S	H S
都道府県知事認定	T	H T
農林水産大臣認定	D	H D

(35) 経営管理権等

次のコードを用いて記載する。

種 類	コード
経 営 管 理 権	K
経営管理実施権	J

(36) 分収林

次のコードを用いて記載する。

分 収 林	コード
分 収 造 林	1
分 収 育 林	2

(37) 保健機能森林

次のコードを用いて記載する。

保 健 機 能 森 林	コード
保健機能森林の区域内の森林	1
森 林 保 健 施 設 の 区 域	2

(38) 施業履歴

施業履歴は、直前に実施したものを記載することとし、種類は、次のコードを用いて記載する。

実施年は、当該施業を行った年を記載する。

種 類	コード
皆 伐	K
択 伐	T
間 伐	M
除 伐	J

様式

森 林 簿

広域流域	森林計画区	市町村	森林管理署	林 班

小 班	森 林 大 字	森 林 の 所 在 地 番		森 林 所 有 者 氏 名	森 林 所 有 者 の 在 村 ・ 不 在 村	機 能 の 種 類	森 林 の 種 類			面 積		林 種	施 業 方 法 に よ る 区 分	層 区 分	樹 種		混 交 歩 合 %	面 積 歩 合 %	林 齢	樹 冠 疎 密 度	平 均 樹 高	地 位 級		地 利 級		立 地 級		傾 斜	伐 採 の 方 法 等	更 新 の 方 法 等	公 益 的 森 林 能 力 等 別				搬 出 方 法 特 定 森 林 等	鳥 獣 害 防 止 森 林 区 域	材 積 m³			成 長 量 m³			伐 期 材 積 m³	森 林 計 画	経 営 管 理 権 等	分 収 林	保 健 機 能 森 林	施 業 履 歴		備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		本 番	支 番				種	現 在	将 来	合	合				齢	級						現 在	将 来	現 在	将 来	現 在	将 来				区 分	施 業 方 法	ha	総 材 積			ha	総	材 積 m³	計 画	等	森 林						種 類	実 施 年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
																																		針																	広	計	た り	た り	た り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																																																								り	り	り	り	り	り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

注 地域森林計画においては、森林管理署の記載は要しない。

別表 1

森 林 計 画 区 コ ー ド

森林計画区名	コード	森林計画区名	コード	森林計画区名	コード	森林計画区名	コード	森林計画区名	コード
留 萌	001	会 津	033	中 部 山 岳	065	紀 中	097	福 岡	129
上 川 北 部	002	奥 久 慈	034	千 曲 川 上 流	066	日 野 川	098	筑後・矢部川	130
宗 谷	003	八 溝 多 賀	035	伊 那 谷	067	天 神 川	099	佐 賀 東 部	131
石 狩 空 知	004	水 戸 那 珂	036	木 曽 谷	068	千 代 川	100	佐 賀 西 部	132
上 川 南 部	005	霞 ケ 浦	037	宮 ・ 庄 川	069	江 の 川 下 流	101	長 崎 北 部	133
網 走 西 部	006	那 珂 川	038	飛 騨 川	070	斐 伊 川	102	長 崎 南 部	134
網 走 東 部	007	鬼 怒 川	039	長 良 川	071	隠 岐	103	五 島 老 岐	135
釧 路 根 室	008	渡 良 瀬 川	040	揖 斐 川	072	高 津 川	104	対 島	136
十 勝	009	利 根 上 流	041	木 曽 川	073	高 梁 川 下 流	105	白 川 ・ 菊 池 川	137
胆 振 東 部	010	吾 妻 川	042	静 岡	074	旭 川	106	緑 川	138
日 高	011	利 根 下 流	043	富 士 士	075	吉 井 川	107	球 磨 川	139
後 志 胆 振	012	西 毛 川	044	伊 豆	076	高 梁 川 上 流	108	天 草	140
渡 島 檜 山	013	埼 玉	045	天 竜	077	江 の 川 上 流	109	大 分 北 部	141
津 軽	014	千 葉 北 部	046	尾 張 西 三 河	078	太 田 川	110	大 分 中 部	142
東 青	015	千 葉 南 部	047	東 三 河	079	瀬 戸 内	111	大 分 南 部	143
下 北	016	多 摩	048	伊 賀	080	山 口	112	大 分 西 部	144
三 八 上 北	017	伊 豆 諸 島	049	北 伊 勢	081	岩 徳	113	五 ケ 瀬 川	145
馬 淵 川 上 流	018	神 奈 川	050	南 伊 勢	082	豊 田	114	耳 川	146
久 慈 ・ 閉 伊 川	019	下 越	051	尾 鷲 熊 野	083	萩	115	一 ツ 瀬 川	147
大 槌 ・ 気 仙 川	020	中 越	052	湖 北	084	吉 野 川	116	大 淀 川	148
北 上 川 上 流	021	上 越	053	湖 南	085	那 賀 ・ 海 部 川	117	広 渡 川	149
北 上 川 中 流	022	佐 渡	054	由 良 川	086	香 川	118	北 薩	150
宮 城 北 部	023	神 通 川	055	淀 川 上 流	087	今 治 松 山	119	始 良	151
宮 城 南 部	024	庄 川	056	大 阪	088	東 予	120	南 薩	152
米 代 川	025	能 登	057	加 古 川	089	肱 川	121	大 隅	153
雄 物 川	026	加 賀	058	揖 保 川	090	中 予 山 岳	122	熊 毛	154
子 吉 川	027	越 前	059	円 山 川	091	南 予	123	奄 美 大 島	155
庄 内	028	若 狭	060	大 和 ・ 木 津 川	092	嶺 北 仁 淀	124	沖 縄 北 部	156
最 上 村 山	029	山 梨 東 部	061	北 山 ・ 十 津 川	093	四 万 十 川	125	沖 縄 中 南 部	157
置 賜	030	富 士 川 上 流	062	吉 野	094	高 知	126	宮 古 八 重 山	158
磐 城	031	富 士 川 中 流	063	紀 南	095	安 芸	127		
阿 武 隈 川	032	千 曲 川 下 流	064	紀 北	096	遠 賀 川	128		

別表 2

樹 種 名	コード	樹 種 名	コード
ス ギ	0 1	ブ ナ	2 1
ヒ ノ キ	0 2	カ シ	2 2
サ ワ ラ	0 3	ク リ	2 3
ア カ マ ツ	0 4	ク ヌ ギ	2 4
ク ロ マ ツ	0 5	ナ ラ	2 5
ヒ バ	0 6	ド ロ ノ キ	2 6
カ ラ マ ツ	0 7	ハ シ ノ キ	2 7
モ ミ	0 8	ニ レ	2 8
ト ド マ ツ	0 9	ケ ヤ キ	2 9
ツ ガ	1 0	カ ツ ラ	3 0
エ ゾ マ ツ	1 1	ホ オ ノ キ	3 1
アカエゾマツ	1 2	カ エ デ	3 2
マ キ	1 3	キ ハ ダ	3 3
イ チ イ	1 4	シ ナ ノ キ	3 4
イ チ ョ ウ	1 5	セ シ ノ キ	3 5
外 来 針 葉 樹	1 6	キ リ	3 6
その他針葉樹	1 7	外 来 広 葉 樹	3 7
		その他広葉樹	3 8
		タ ケ	4 0

別表 3

森 林 の 種 類	コード	森 林 の 種 類	コード
普 通 林	0 1	国定公園	
水 源 かん養保安林	1 1	第 1 種 特別地域	5 2
土砂流出防備保安林	1 2	第 2 種 特別地域	5 3
土砂崩壊防備保安林	1 3	第 3 種 特別地域	5 4
飛 砂 防 備 保 安 林	1 4	地種区分未定地域	5 5
防 風 保 安 林	1 5	普 通 地 域	5 6
水 害 防 備 保 安 林	1 6	都道府県立自然公園	
潮 害 防 備 保 安 林	1 7	第 1 種 特別地域	6 1
干 害 防 備 保 安 林	1 8	第 2 種 特別地域	6 2
防 雪 保 安 林	1 9	第 3 種 特別地域	6 3
防 霧 保 安 林	2 0	地種区分未定地域	6 4
雪 崩 防 止 保 安 林	2 1	普 通 地 域	6 5
落 石 防 止 保 安 林	2 2	原生自然環境保全地域	7 0
防 火 保 安 林	2 3	鳥獣保護区特別保護地区	7 1
魚 つ き 保 安 林	2 4	都市計画区域風致地区	7 2
航 行 目 標 保 安 林	2 5	特 別 母 樹 林	7 3

保 健 保 安 林	2 6	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	7 4
風 致 保 安 林	2 7	自然環境保全地域	
保 安 施 設 地 区	3 0	特 別 地 区	7 5
砂 防 指 定 地	3 1	普 通 地 区	7 6
国立公園		都道府県自然環境保全地域	
特 別 保 護 地 区	4 1	特 別 地 区	7 7
第 1 種 特 別 地 域	4 2	普 通 地 区	7 8
第 2 種 特 別 地 域	4 3	緑 地 保 全 地 区	7 9
第 3 種 特 別 地 域	4 4	生息地等保護区内の	
地 種 区 分 未 定 地	4 5	管 理 地 区	8 0
普 通 地 域	4 6	生息地等保護区内の	
国定公園		監 視 地 区	8 1
特 別 保 護 地 区	5 1	そ の 他	8 2

2 その他必要な図面

その他必要な図面は、次により作成するものとする。

(1) 森林基本図

森林基本図は、縮尺5,000分の1とし、空中写真の図化成果を用い、行政区界、林班界を記入して作成するものとする。

(2) 森林位置図

森林位置図は、国土地理院発行の5万分の1地形図に次表の記号又は色彩を使用して作成するものとする。

名 称	記号及び色彩	名 称	記号及び色彩
地域森林計画の対象森林の区域界	—— 藍中色	既設の林道	—— 赤中色
国有林森林計画の対象森林の区域界	—— 橙中色	本期計画の林道	----- 赤中色
林 班 界	—— 黒中色	伐採照査の標本地区	・ 赤中色
制 限 林	緑中色 平彩		

立地級調査について

第1 立地級調査要領

I 立地級調査

1 目的

この調査は、森林計画区内の民有林について森林施業の適正化を図るため、当該地域森林計画樹立に際し地位、地利等の立地条件を客観的に把握することを目的とする。

2 立地級

立地級は、地位級と地利級を組み合わせることによって表わされる。

II 地位級の調査

1 地位級

地位級は、主要な樹種別に伐期総平均成長量を m^3 単位の等級に区分したもので、現在、将来別に定める。

(1) 現在地位級

現に生立している樹種について定める。

(2) 将来地位級

人工林、天然林及び未立木地のうち樹種又は林相を改良する予定のある林分並びに伐採跡地については、更新予定樹種について、その他の箇所については現に生立している樹種を更新樹種として地位級を定める。

2 調査の準備

(1) 地位級の計測

地位級の計測は、直接法又は間接法により主林木の平均樹高を求め、地位判定基準図から伐期総平均成長量を計測する。

なお、地位判定基準図の作成が不可能な場合には、森林簿、諸試験結果など既往の資料から当該箇所の伐期総平均成長量を推定し、 m^3 単位に括約して求める。

(2) 地位判定基準図の作成

ア 地位判定基準図は、主林木の平均樹高と林齢から伐期総平均成長量を求めることを目的として、適用する収穫表（適用する収穫表がない場合には正常林分収穫予想表）を変態して作成する。

イ 地位判定基準図は、収穫表の適用地域ごとに、樹種ごとに作成する。

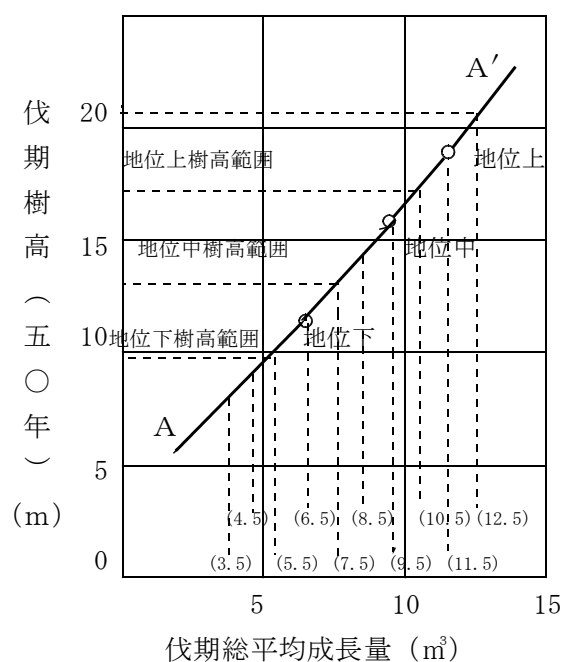
ウ 作成の手順

(ア) 伐期総平均成長量別主林木平均樹高の決定

a) グラフを用いて（図1のAA'）収穫表の地位別の伐期総平均成長量に対する伐期の主林木の平均樹高を推定する。

この場合、伐期総平均成長量は、 m^3 単位の括約で表されるため、次のように括約される。

図1 伐期総平均成長量に対する
伐期樹高



5 m³……4.5～5.4m³

6 m³……5.5～6.4m³

7

8

よって変態に用いる伐期樹高に対する
伐期総平均成長量は、4.5m³、5.5m³、
6.5m³……等とする。

b) 伐期総平均成長量のm³単位に対する
伐期の主林木平均樹高は、収穫表の上、
中、下の伐期樹高の幅（収穫表に記載
されている）をもって地位上、中、下
別にそれぞれ区分する。（表1 参照）

(イ) 収穫表よりの変態

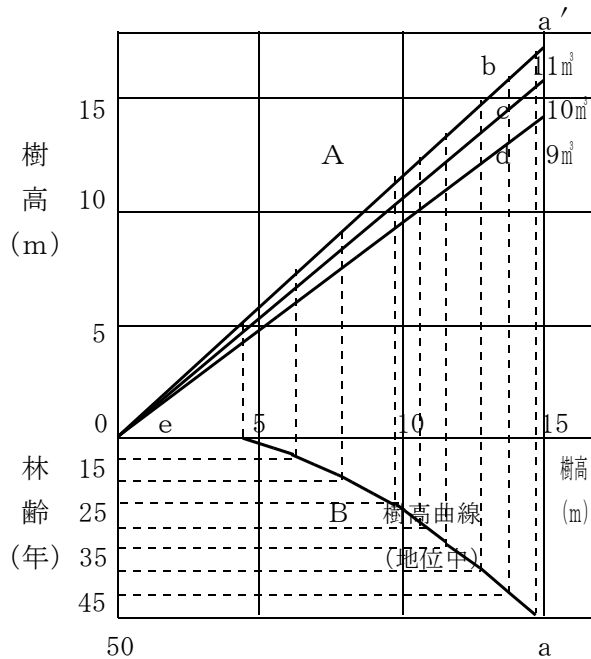
a) 収穫表よりの変態は、収穫表の地位
上、中、下それぞれ別々の図法により
行う。（収穫表地位上の樹高幅に該当
する伐期樹高は、収穫表の地位上の樹
高曲線を用いて変態を行い、地位中、下についてもそれぞれ同様に行う。）

表1 地位級に対する伐期総平均成長量と伐期樹高

地位級	伐期総平均成長量	伐 期 樹 高	収穫表地位の伐期 における樹高幅
5	4.5m³	(例示) 9.4m	下 (9.6～13.2)
6	5.5	10.7	
7	6.5	11.7	
8	7.5	12.9	
9	8.5	14.2	中 (13.3～17.0)
10	9.5	15.3	
11	10.5	17.0	
12	11.5	18.6	上 (17.1～20.8)
13	12.5	20.4	
14	13.5	22.0	

b) 図2のBに収穫表の林齢に対する樹高の曲線を描く。

図2 変態図表



c) 伐期（この例示の場合50年）

の点より図2のAに垂線(a a')を立て、図1で求めた伐期総平均成長量に対する伐期樹高の点を図2のAのa a'上に落とし、この伐期樹高の点(b, c, d)と原点(e)を直線で結ぶ。この直線(b e, c e, d e)がそれぞれ伐期総平均成長量11m³、10m³、9m³に対する林齢対主林木の平均樹高の関係を示すものである。

d) c)で求めた直線(e b, e c, e d)を方眼紙上に展開する(図3)と伐期総平均成長量別、林齢対主林木の平均樹高曲線が得られる。これが地位判定基準図である。

e) 地位上、下についても、それぞれ個別に変態して、同一グラフ上に描く。

3 実地調査

(1) 調査の対象区域

地域森林計画を樹立しようとする森林計画区内の民有林とする。

(2) 計測の方法

ア 直接法

現存する樹種について行うもので、当該箇所を生立する主林木の平均樹高と林齢をもとめ、これを地位判定基準図にあてはめて地位級を計測する。

イ 間接法

要改良林分や無立木地等で地位判定の樹種が当該箇所がない場合、又は幼齡林等で直接法によることが適当でない場合に行うもので、当該箇所の立地条件(気象、標高、地形、地質等の因子)を調査し、これを地位指数判定基準表にあてはめて、これから伐期の主林木平均樹高を推定(地位指数調査要領参照)し、地位判定基準図によって地位級を計測する。

ウ 地位は現在、将来別に計測する。

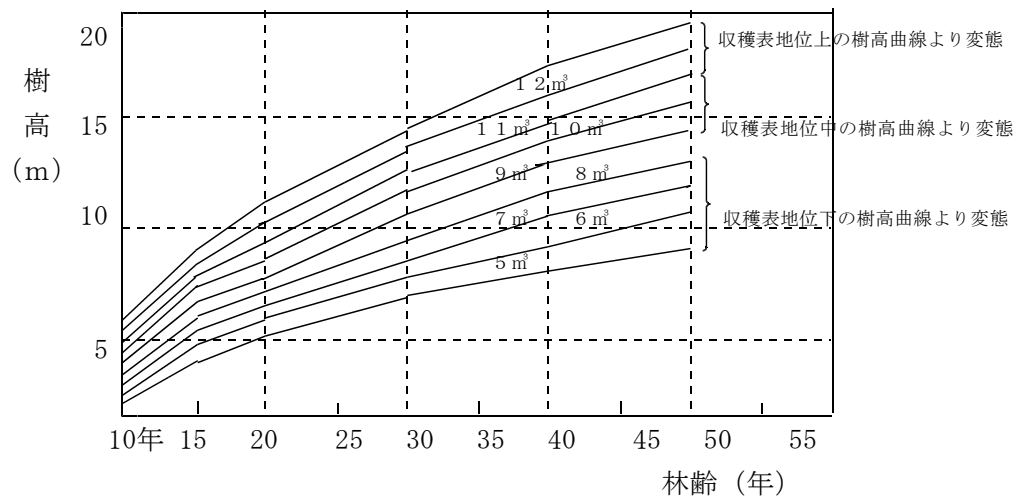
(ア) 現在地位級

a 現在人工林(幼齡林を除く)……直接法

b 幼齡人工林……間接法

(樹冠が閉鎖する前の幼齡人工林の場合は、樹高の伸びが不安定で土地の生産力を的確に表していない場合が多いため、直接法によることは問題がある)

図3 地位判定基準図



- c 無立木地……計測しない（地位級0）
- d 天然林……地位判定基準図のある場合は直接法、その他の場合は現在の成長量から推定
- (イ) 将来地位級
 - a 人工林、天然林で樹種又は林相を改良する予定のある林分……間接法
 - b 人工林で将来とも現在の樹種を変えない予定の林分……現在地位級をそのまま将来地位級とする
 - c 無立木地……間接法
 - d 天然林（a 以外のもの）……地位判定基準図のある場合は直接法、その他の場合は現在の成長量から推定

Ⅲ 地利級の調査

1 地利級

地利級は、樹種別に、現在、将来別に調査し、当該林分における $1 m^3$ 当たりの立木価格の千円単位（百円単位は四捨五入）の数値をもって表示する。

(1) 現在地利級

現在地利級は、現況の搬出施設によるものとし、樹種は現在地位級の樹種とする。

(2) 将来地利級

将来地利級は、将来の林道網計画の完成時点におけるものとし、樹種は、将来地位級の樹種とする。

2 地利級の計画

- (1) 地利級の計測に用いる市場価格、賃金、標準工期、検査料、木引税、間接費の割合等の基礎数値は、都道府県内の全森林計画区を通じて共通のものをいい、時点を固定して将来ともこの時点（基準年次）のものをを用いる。

(2) 市場は、最寄駅、最寄市場、最終土場とする。

(3) 地利級の算定

地利級は、次式によって算定する。

$$X = (X' \cdot P) - B$$

ただし X : 1 m³当たり立木価格 (千円単位)

X' : 1 m³当たりの市場価格

P : 利用率

B : 素材 1 m³当たりの伐木造材及び搬出に要する経費
(事業費)

ア 市場価格 (X') の算定

森林計画区ごとに中心的市場 (2つ以上あってもよい) における基準年次の
素材及び薪炭材の 1 m³当たりの取引価格を樹種別又はNL別に調査する。

イ 利用率 (P) の算定

森林計画区ごとに、樹種別又はNL別に利用率を算定する。

ウ 事業費 (B) の算定

(ア) 伐木造材費、木寄費等の費用は、標準功程表等を基準とし、樹種別又はNL別に算定する。

この場合、検査料、人件費、木引税のほか最終土場巻立費もこれに加える。

(イ) 搬出方法は、森林計画区内において普遍的に用いられている搬出方法による。

(ウ) 搬出費は、直接搬出費と間接搬出費に区分する。

(エ) 直接搬出費は、トラック運材にあつては、陸運局で定める功程基準に従い、
悪路割増の場合は路線別に決定する。

その他の搬出方法については標準功程表等を基準として定める。

(オ) 間接搬出費は、管理費用及び減価償却費 (林道を除く) 等とする。

IV 地位級、地利級の決定と立地級の確定

1 立地級

立地級は立地指数をもって表示する。立地指数は地位級と地利級を乗じた値であつて樹種別に異なるものである。

2 立地級区分に用いる立地指数の決定

(1) 立地級区分に用いる立地指数は、当該箇所において最高の立地指数を示す樹種の立地指数とする。

(2) 最高の立地指数は、樹種別に算定した立地指数の比較において決定する。ただし、人工林等であつて、現に生立する樹種を地位とする場合は、当該樹種の立地指数をもって立地級区分に用いる最高の立地指数とすることができる。

例

林小班		地位級	地利級	立地指数
100 い	ス ギ	9	6	54
	ヒ ノ キ	5	8	40
	アカマツ	6	4	24

よって、スギの立地指数54を当該小班の立地指数とする。

3 当該箇所の地位級、地利級の決定

当該箇所の地位級、地利級は、当該箇所において最高の立地指数を示す樹種により定める。

4 合計地位及び平均地位の算定

収穫予想表、林道計画等、地域森林計画樹立の資料とするため、合計地位及び平均地位を市町村別に算定し、計画区に合計する。

$$S = [(a \times m) + (b \times n) + (c \times o) \cdots]$$

$$\overline{S} = \frac{S}{[a + b + c \cdots]}$$

ただし S : 合計地位

$\overline{S}$: 平均地位

a, b, c …… : 小班面積

m, n, o …… : a, b, c に対応する地位

なお、合計地位は当該地域の材積生産力を表すことになる。

5 合計地利及び平均地利の算定

4と同様の方法により、合計地利及び平均地利を算定する。

6 立地級の合計量及び平均立地級の算定

4と同様の方法により、立地級の合計量及び平均立地級を算定する。当該地域と他の地域の立地級の合計量及び平均立地級は、これを相互に比較することによって当該地域の林業生産力を相対的に比較することができる。

第2 地位指数調査要領

I 地位指数調査の目的

この調査は、民有林における立地級調査の一環として土壌、地質、気象等の土地調査により間接的に地位指数（Ⅲを参照）を測定し、要改良林分、無立木地等の地位を的確に把握することを目的とする。

II 方 針

1 地位指数の調査は樹種別地域別に行うこととする。

2 立地因子の地位指数に対する関係を、樹種別、地域別に多次元解析と数量化の理論を用いて解析し、地位指数の判定基準を作成する。

Ⅲ 地位指数の定義

地位指数は主要な樹種別に調査し、当該樹種の基準林齢（カラマツにあつては35年、その他の樹種にあつては40年）における主林木の平均樹高をもって表わす。この場合、主林木とは適用林分収穫表の主林木をいう。

Ⅳ 立地因子の決定

立地因子は、地況、林況調査の結果を基とし、林木の成長に相関ある次に掲げる因子とする。ただし、下記以外であっても当該地域において林木の成長に特に相関のある因子はこの限りでない。

立地因子の要素（以下カテゴリーという）の区分は、当該地域の状況に応じて、細分又は統合して差し支えない。

- (1) 気象：温量指数、風衝害、寒霜害、雪害、降水量
- (2) 地質：表層地質
- (3) 地形：標高、方位、傾斜、局所地形
- (4) 土壌：土壌型、有効深度、土性、堆積型
- (5) 植生：植生型、指標植物
- (6) その他

1 気象因子

(1) 温量指数

主要地点におけるおおむね最近10ヶ年の観測平均値から月平均気温を求め、温量指数を算定する。

山地等の無資料地域については気温通減率（ $0.6^{\circ}\text{C}/100\text{m}$ ）を用いる。

温量指数の算定は次式による。

$$W = \sum_{i=1}^i (t_i - 5)$$

W : 温量指数（暖さの指数）

t_i : 月平均気温（ 5°C 以上の月）

1 ～ i : 月平均気温（ t ）が 5°C 以上の月数

温量指数は、 35°C 未満、 $35\sim 45^{\circ}\text{C}$ 未満、 $45\sim 55^{\circ}\text{C}$ 未満…… 145°C 以上の13区分を行う。

(2) 風衝害、寒風害

季節風、卓越風、局地風による強風、寒風、乾風、潮風の影響を調査し、次の4区分する。

なお、烈強では立地因子分析調査は行わない。((3)霜害、(4)雪害も同じ)

烈強：風衝害により樹木が生育できない。

強：樹形が風衝により影響を受けている。

弱：樹形が風衝により弱度の影響を受けている。

無：樹形が風衝の影響が認められない。

(3) 霜 害

地形的に冷たい空気が溜り、寒霜害の発生した状態を調査し、次の4区分する。

烈強：寒霜害により樹木が生育できない。

強：寒霜害の影響により樹木の成長が著しく影響を受ける。

弱：寒霜害により樹木の成長に弱度の影響が認められる。

無：寒霜害の影響が認められない。

(4) 雪 害

積雪地域において積雪の樹木に与える影響を調査し、次の4区分する。

烈強：雪害により樹木が生育できないか又は灌木状となっている。

強：雪害により樹木の成長に著しく影響を受けている。

弱：雪害により樹木の成長に弱度の影響が認められる。

無：雪害の影響が認められない。

(5) 降水量

林木の生育に関係ある場合は、降水量の調査を行う。

2 表層地質

土壌母材の主体をなしている表層地質をさし、岩石の種類は次のとおりとする。

水成岩

第4紀粘土、第4紀砂、第5紀礫

新第3紀凝灰岩（グリーンタフ）、新第3紀頁岩、新第3紀砂岩、新第3紀礫岩

古第3紀凝灰岩、古第3紀頁岩、古第3紀砂岩、古第3紀礫岩

中生代頁岩、中生代粘板岩（千板岩）、中生代砂岩（硬砂岩）、中生代礫岩、硅岩（チャート）、石灰岩、輝緑凝灰岩

火成岩

花崗岩類（花崗閃緑岩、斑岩）、閃緑岩（斑礫岩）、玢岩（黒玢岩、輝緑岩）、石英粗面岩（流紋岩）、安山岩類（変朽安山岩）、かんらん岩、玄武岩、集塊岩、火山泥流（火山岩屑）、火山灰

変成岩

ホルンフェルス、結晶片岩類（黒色片岩、緑色片岩）、片麻岩、蛇紋岩

3 地 形

(1) 標 高

標高は、200mの単位に次の11区分とする。

200m未満、200～400m未満……2,000m以上

(2) 方 位

方位は、N、NE、E、SE、S、SW、W、NW、無の区分とする。

方位無は斜面の傾斜が0°の場合である。

(3) 傾 斜

傾斜は、次の10区分とする。

0° ～5° 未満、5° ～10° 未満、10° ～15° 未満、15° ～20° 未満、20° ～25° 未満、25° ～30° 未満、30° ～35° 未満、35° ～40° 未満、40° ～45° 未満、45° 以上

(4) 局所地形

局所地形は、次の14区分とする。

山頂緩斜面（平坦な尾根を含む）、山頂急斜面（やせ尾根）、山腹平衡斜面、山腹凸形斜面（侵蝕面、上昇斜面）、山腹凹形斜面（堆積面、下降斜面、擬圈谷底部）、山脚侵蝕面、山脚堆積面、崖錐、扇状地、段丘、沖積堆積地、洪涵地、台地、湿地

4 土 壤

(1) 土壤型

土壤型は、次の21区分とする。

B_A、B_B、B_C、B_D(d)、B_D、B_E、B_F、B₁(dry)、B_{1D}、B_{1E}、B_{1F}、P_{DI}、P_{DII}、P_{DIII}、P_W、R、E_r、I_m、V（火山灰性未熟土）、G、泥炭土

(2) 有効深度

有効深度は、次の3区分とする。

浅：土層30cm未満

中：土層30cm以上～60cm未満

深：土層60cm以上

(3) 土 性

土性は、B層又は土層30cmのところを調査し、次の4区分を行う。

砂質土 { 砂 土：砂が大部分を占める。
砂壤土：砂がほぼ3分の1ないし3分の2を占めるもの。

壤 土：ほぼ3分の1以下の砂を含むもの。

埴質土 { 埴壤土：粘土がほぼ3分の1ないし3分の2を占め、粘土中に砂を感ずるもの。
埴 土：粘土が大部分を占めるもの。

石礫土：直径2mm以上の礫、角礫が大部分を占めるもの。

(4) 堆積型

堆積型は、次の4区分とする。

浅積土：土壌が母岩より直接生成されたもの

崩積土：山腹の上方から崩落して堆積した土

水積土：洪水等により上流より運ばれてきた土（沖積土）

匍行土：崩落による供給と剝落がほぼ平衡している斜面の土

V 立地因子分析調査

この調査は、立地因子を分析して地位指数を判定する基準を作成する調査である。

1 調査地域の決定

調査地域は、原則として収穫表の適用地域とする。なお、必要に応じて気候区分、地質区分を考慮のうえ調査地域を細分することができる。

2 調査プロットの選定

(1) 調査プロットは、調査地域内の当該樹種の地位が最高のものから最低のものまで、及び調査地域内立地因子のすべてを満たすように選定する。

(2) 調査プロットは、原則として地位指数の基準林齢以上の人工林より選定する。これにより難しい場合は、できる限り林齢30年以上から選定する。

3 目標精度等

重相関係数0.8以上、標準誤差率15%以内を目標とする。

4 準備調査

(1) 立地因子の資料整備

調査対象地域内の地形図、地質図、土壌図、気象図及び地質、土壌、気象、植生等の調査資料を整備する。

(ア) 温量指数等温線図の作成

調査地域内及び隣接地域の気象観測資料を基にして、気温遞減率0.6を用い、観測地点別、標高別の温量指数を計算し、地形図上に温量指数等温線図を作成する。

(イ) 風衝、寒霜、雪害地域の図示

i) 気象図、気象に関する資料により、季節風、卓越風、局地風の影響を調べ、空中写真を利用して、森林基本図上に風衝を図示する。

ii) 寒霜害、雪害は、気象資料、地形図、空中写真を利用して、被害の発生する地域を基本図上に図示する。

(ウ) 表層地質の分類

地質図を基にして出現する岩石の種類を調べ、基本図（地形図）上に岩石別に図示する。

(エ) 地形区分

地形図、地質図、空中写真等を利用して、地形区分を概略行い、これを基本図（地形図）上に図示する。

(2) 調査予定箇所の選定

(ア) 調査区域の層化

層化は、基本図又は森林計画図に地位指数基準林齢以上の人工林を一括し、樹種別に行う。なお、基準林齢以上の人工林において、調査区域に出現する立地因子の全てを満たされない場合は、林齢30年以上を一括して層化する。

(イ) 層化図の空中写真への移写

層化した区域を空中写真上に移写する。

(ウ) 調査予定箇所の選定

地形図、地質図、土壌図、温量指数等温線図等の立地因子の図面を参考として、調査区域の立地因子をあらかじめ想定し、これを層化し、調査地域内の想定される立地因子をすべて含むように、調査予定区域を抽出する。

さらに、空中写真を立体視し、同一区域内で林木の成長の良いところ悪いところを指針し、調査予定箇所を選定する。

(エ) 国有林の利用

当該地方に出現する立地因子をまんべんなくとらえるようにするため国有林も調査対象としてよい。

(オ) 土壌調査等資料の活用

土壌調査等のプロットのうち、地位指数及び立地因子について調査を行ったものは、立地因子分析プロットに加えることができる。

(カ) 林業試験場等調査資料の活用

国立並びに県立林業試験場、大学等にあつて、(オ)の資料があれば、これを活用し立地因子分析プロットに加えることができる。

5 現地調査

(1) 調査プロットの決定

空中写真上に指針してある区域について、現地において、林木の成長と立地因子について吟味を行い、調査プロットの地点を決定する。

なお、空中写真によりあらかじめ選定した調査予定区域外であっても、現地調査において、特に林木の成長の良好な箇所、不良な箇所は、調査プロットとして選定する。

(2) 調査面積

調査面積は、おおむね0.01～0.04ha、又はビッターリッヒ法による。

(3) 調査項目

(ア) 調査項目は、主林木の平均樹高、蓄積、林齢並びに各立地因子について行い、別紙様式による調査野帳（ファイル）に記入する。

(イ) 主林木は、収穫表に定める主林木とする。ただし、主林木の判定が困難な場合は、当該林齢における主林木の主副林木計の比率だけ調査プロット内の林木を樹高の高い個体より選び出し、これを主林木とみなし、主林木の平均樹高を算定する。

(ウ) 林齢は、成長錐等により正確に算定するものとする。

(エ) 樹高は、測高桿等実測により正確に測定する。

(オ) 各立地因子については、所定の方法により調整する。

(4) 地位指数の算定

(ア) 地位指数基準林齢に相当するプロットは、主林木の平均樹高をもって地位指数とする。

(イ) 地位指数基準林齢に満たないプロット及び基準林齢以上のプロットにあつては、収穫表より地位別に変態した地位判定基準図によって算定する。

6 資料の吟味

現地調査により得られた調査プロット資料を取りまとめ、資料の吟味を行う。

(1) 調査原票、クロス表の作成

表 1、2 の様式により調査原票、クロス表（表 2 参照）を作成する。立地因子の配列は、調査員の確実に判定できるものを先にする。（地位指数調査野帳の配列を参照）

クロス表は、特に相関性の高いと思われる立地因子間のみ作成する。

(2) カテゴリーの均一性の吟味

カテゴリーの均一性を高めるため、調査原票合計欄の 1 カテゴリー当たりのサンプル数を検討する。

(ア) カテゴリーに与えるスコアの不安定性を除き、スコアの妥当性を高めるため、1 カテゴリー当たりのサンプル数の最少は 3 個とする。

3 個に満たない場合は、当該カテゴリーの資料を現地調査により追加する。

(イ) 現地調査が不可能な場合は、類似のカテゴリーに統合する。

(ウ) 3 個未満のカテゴリーであって現地調査が不可能な場合であっても地位指数に重要な影響を与えるカテゴリーは、類似のカテゴリーに統合しなくてよい。

(3) クロス表の検討

クロス表により、内部相関性、調査野帳の記載もれ等を吟味する。内部相関性の高いと認められるものは、組み合わせにより要因分析を行う。

(4) 立地因子の棄却

雪害、霜害等であって当該調査対象区域において、すべて 1 カテゴリーのみに出現する場合、当該立地因子は棄却し、要因分析の計算より除く。

(5) カテゴリーの通し番号

調査プロットの追加、類似のカテゴリーのまとめ、立地因子の組み合わせ等、資料の吟味の終わったものにつき、カテゴリーに通し番号を付す。（表 1 参照）

なお、立地因子を組み合わせた場合は、組み合わせたもののカテゴリーに番号を与える。カテゴリー通し番号は要因分析する際のカテゴリー番号とする。

表 1 調査原票 (例示)

プロット番号	地位指数 Y	標 高 X ₁					温 量 指 数 X ₂					方 位 X ₃									傾 斜 X ₄				……（立地因子欄） _{item}		
		200 未満 1	200 〃 2	400 〃 3	600 〃 4	800 〃 5	125 〃 1	115 〃 2	105 〃 3	95 〃 4	85 〃 5	85 未満 6	N 1	N E 2	E 3	S E 4	S 5	S W 6	W 7	N W 8	無 9	0 〃 未満 1	15 〃 2	30 〃 3	35 〃 4	35 以上 4	……（カテゴリー欄）
1	26		○						○							○							○				
2	25	○					○								○										○		
3	29	○							○				○												○		
4	18				○					○						○								○			
5	16			○							○							○							○		
6	12					○					○	○						○							○		
7	27		○				○					○											○				
8	13							○													○				○		
9	15	○							○													○					
10	20		○						○																○		
⋮	⋮																										
⋮	⋮																										
⋮	⋮																										
⋮	⋮																										
合計	2040	40	60	15	25	30	9	45	25	30	55	6	20	15	30	25	30	35	8	2	5	15	70	45	30	……………	
通し番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	……………		

注 通し番号は、カテゴリーをまとめた場合、合わせて番号を与える。電子計算機で要因分析を行ったとき、この通し番号ごとにスコアが与えられる。よって、計算を委託する場合、カテゴリーのまとめと、その通し番号は明確にしておくこと。

表2 クロス表

立地因子数 13
 カテゴリー数 68 (例示)
 プロット数 170

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				地位 指数 合計
		標 高 X_1					温 量 指 数 X_2						方 位 X_3												
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7.8	9					
X_1	1	40					9	31	0	0	0	0	7	4	8	5	6	7	2	1				X1.1	625
	2		60				0	11	23	26	0	0	5	2	11	9	12	14	5	2				X1.2	747
	3			15			0	3	1	2	9	0	0	1	5	4	3	2	0	0				X1.3	175
	4				25		0	0	1	2	22	0	6	4	3	2	4	5	1	0				X1.4	248
	5					30	0	0	0	0	24	6	2	4	2	5	5	7	2	2				X1.5	245
X_2	1						9						0	1	3	2	1	2	0	0				X2.1	165
	2							45					5	7	9	6	7	8	1	2				X2.2	677
	3								25				1	3	2	9	0	8	2	0				X2.3	329
	4									30			5	0	6	3	8	7	0	1				X2.4	361
	5										55		9	4	9	3	14	7	7	2				X2.5	463
	6											6	0	0	1	2	0	3	0	0				X2.6	45
X_3	1												20											X3.1	245
	2													15										X3.2	180
	3														30									X3.3	456
	4															25								X3.4	361
	5																30							X3.5	315
	6																	35						X3.6	345
	7.8																			10				X3.7.8	98
	9																				5			X3.9	40

7 数量化の計算と取りまとめ

(1) 数量化の計算

(ア) 資 料

資料は調査野帳に附属するコード表、調査原票、クロス表を附合し、錯誤のないよう確かめる。

なお、カテゴリーを統合する場合は、この旨調査原票に明記しておく。

(イ) 数量化の計算

数量化の計算は、多次元解析と数量化に関する数学的モデルにより、電子計算機によってプログラムを組み要因分析を行うものとする。

(ウ) 取りまとめ

計算による取りまとめは、次の項目について行い、その様式は表1から5までのとおりとする。

i) 調査原票

ii) クロス表

iii) 内部相関表

iv) 地位指数判定基準表

v) 実測値と推定値の比較表

vi) 実測値及び推定値の標準偏差、実測値と推定値の差の標準偏差

(2) 計算結果の分析

電子計算機による計算結果を取りまとめ、諸表を分析し、地位指数と立地因子の偏相関、重相関、レンジ（立地因子の地位指数を予測する場合の重要度を調べるもので地位指数判定基準表のスコアの最大値－最小値で表わす）、要因群偏相関、実測値の標準偏差、推定値の標準偏差、実測値と推定値の標準偏差及び立地因子間の内部相関を分析する。

(3) 地位指数の表示法

(ア) 多次元解析による立地因子の分析の結果、地位指数は地位指数判定基準立地因子のカテゴリーに与えられたスコアの和をもって表わす。

(イ) 地位指数スコア表の作成

各樹種別に計算した地位指数判定基準表を取りまとめ、表6の様式で樹種別の地位指数スコア表を作成する。

VI 地位指数の調査

1 調査の目的

地位指数調査の目的は、多次元解析により分析した地位指数判定基準表（地位指数スコア表）をもって、林地の樹種ごとの地位指数を間接的に判定することとし、地域森林計画樹立に際し、地位級区分調査に資するものとする。

2 調 査

(1) 現地調査は地位級の実地調査による。

(2) 森林簿等既往の資料をできるだけ活用して立地因子を把握する。

3 地位級の算定

地位判定基準図の地位指数基準林齢に地位指数をあてはめ、地位級を算定する。

表 3 内部相関表

	標高 X_1	温量指数 X_2	方位 X_3	$\sim X_4$	$\sim$	地位指数 Y
X_1						
X_2						
X_3						
X_4						
X_5						
X_6						

表 4 地位指数判定基準表

立地 因子	カテゴリー	地位指 数合計	要因群スコア												偏相関 係 数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
標 高 X_1	200m未満	625													
	200～400未満	747													
	400～600 //	175													
	600～800 //	248													
	800以上	245													
レンジ															
温 量 指 数 X_2	125° 以上	165													
	115° ～125° 未満	677													
	105° ～115° //	329													
	95° ～105° //	361													
	85° ～ 95° //	463													
	85° 未満	45													
レンジ															
⋮	⋮														
⋮	⋮														
⋮	⋮														
重 相 関 係 数 (P)															
要因群偏相関係数 (R)															

表 5 実測値と推定値の比較表

プロット 番 号	実 測 地位指数	推 定 地位指数	差	プロット 番 号	実 測 地位指数	推 定 地位指数	差

表 6 地位指数スコア表（例示）

ス ギ：関東南西部 適用地域 ヒ ノ キ：関東地方 アカマツ：関東南部				
立地因子	カテゴリー	ス ギ m	ヒ ノ キ m	アカマツ m
標 高	200m未満			
	200～400未満			
	400～600 //			
	600～800 //			
	800以上			
レンジ				
温 量 指 数	125° 以上			
	115° ～125° 未満			
	105° ～115° //			
	95° ～105° //			
	85° ～ 95° //			
	85° 未満			
レンジ				
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
重 相 関 係 数				
標 準 誤 差				

[別 紙]

地位指数調査野帳様式

- 1 地位指数調査野帳は、この様式に準ずる。
- 2 立地因子は、調査対象地域の状況に応じて、追加、削除できる。立地因子の削除は、立地因子と林木の成長の法則性の地域性、固有性にかんがみ、不要と認められる立地因子について行うこととする。例えば、無害地方においては、霜害、雪害は最初からとらなくてもよい。
- 3 立地因子の組み合わせは、標高、温量指数の例に準ずる。
- 4 カテゴリーは、調査対象地域の状況に応じて、細分、括約してよい。ただし、記入欄には実数を記入する。

地位指数調査野帳

(21) 樹 種 名

(22) プロット番号

(23) 地 域 名

地域森林 計 画 区	市 町 村	林 小 班

(24) 林 齢

(25) 林 種

(26) 毎木調査

調査面積 ()

主 林 木									副 林 木		
No.	胸高直径	樹 高	No.	胸高直径	樹 高	No.	胸高直径	樹 高	No.	胸高直径	樹 高
	cm	m		cm	m		cm	m		cm	m
1			15			29			1		
2			16			30			2		
3			17			31			3		
4			18			32			4		
5			19			33			5		
6			20			34			6		
7			21			35			7		
8			22			36			8		
9			23			37			9		
10			24			38			10		
11			25			39			11		
12			26			40			12		
13			27			41			13		
14			28			計			計		

(27) 主林木平均樹高

(28) 地位指数

(40年の主林木平均樹高)

(カラマツ：35年)

調査員氏名

(1) 標 高

当該立地の標高は次のどれか。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 200m未満 | 7 1,200～1,400m未満 |
| 2 200～400m未満 | 8 1,400～1,600m未満 |
| 3 400～600m未満 | 9 1,600～1,800m未満 |
| 4 600～800m未満 | 10 1,800～2,000m未満 |
| 5 800～1,000m未満 | 11 2,000m以上 |
| 6 1,000～1,200m未満 | |

(2) 温量指数

当該立地の温量指数は次のどれか。

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 145℃以上 | 8 75℃～85℃未満 |
| 2 135℃～145℃未満 | 9 65℃～75℃未満 |
| 3 125℃～135℃未満 | 10 55℃～65℃未満 |
| 4 115℃～125℃未満 | 11 45℃～55℃未満 |
| 5 105℃～115℃未満 | 12 35℃～45℃未満 |
| 6 95℃～105℃未満 | 13 35℃未満 |
| 7 85℃～95℃未満 | |

(附) 標高、温量指数の組み合わせ

標高と温量指数の相関係数が高い場合は、組み合わせると推定精度がよくなる。
この場合の野帳は次の様式となる。

(例示)

		標 高		m			
		温量指数		℃			
		温 量 指 数 ℃					
		i	ii	iii	iv	v	vi
		125以上	115～125 未満	105～115 未満	95～105 未満	85～95 未満	85未満
標 高 m	1 200未満	① 9	② 31	0	0	0	0
	2 200～400未満	0	③ 11	④ 23	⑤ 26	0	0
	3 400～600m未満	0	⑥ 3	⑦ 1	⑦ 2	⑧ 9	0
	4 600～800m未満	0	0	⑨ 1	⑨ 2	⑩ 22	0
	5 800以上	0	0	0	0	⑪ 24	⑫ 6

注1 カテゴリー番号は○で示したものである。

- 2 標高、温量指数は最初別々に調査終了後組み合わせを行う（クロス表と同じ）。この結果相関が高い場合は、立地因子を標高、温量指数と組み合わせたものとし、カテゴリー番号を例示のごとく①～⑫まで与える。例示では、3 iiiと3 iv及び4 iiiと4 ivは、プロット数が少ないのでカテゴリーをまとめてある。カテゴリーのまとめは、この例示の他に、3 iiと3 iii、4 iiiと3 iv及び4 ivと3 vなどの組み合わせが考えられる。
- 3 標高と温量指数に限らず、他の立地因子も相関係数が高い場合は、組み合わせるのがよい。
- 4 よって、資料の分析のとき、クロス表を作成して、この判断を下すのが適当である。

(3) 方 位

当該立地の方位は次のどれか。

- | | |
|------|-------------|
| 1 N | 6 SW |
| 2 NE | 7 W |
| 3 E | 8 NW |
| 4 SE | 9 無（傾斜3°未満） |
| 5 S | |

(4) 傾 斜

当該立地の傾斜は次のどれか。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 0°～5°未満 | 6 25°～30°未満 |
| 2 5°～10°未満 | 7 30°～35°未満 |
| 3 10°～15°未満 | 8 35°～40°未満 |
| 4 15°～20°未満 | 9 40°～45°未満 |
| 5 20°～25°未満 | 10 45°以上 |

(5) 表層地質

当該立地の土壌母材の主体をなしている表層地質は次のどれか。

- | (水成岩) | | (火成岩) | |
|-----------|----------------|-------------|--|
| 1 粘土（第4紀） | 15 中・古砂岩 | 28 変朽安山岩 | |
| 2 砂（第4紀） | 16 硬砂岩 | 29 かんらん岩 | |
| 3 礫（第4紀） | 17 中・古礫岩 | 30 玄武岩 | |
| 4 新3凝灰岩 | 18 硅岩（チャート） | 31 集塊岩 | |
| 5 グリーンタフ | 19 石灰岩 | 32 火山泥流 | |
| 6 新3頁岩 | 20 輝緑凝灰岩 | 33 火山岩屑 | |
| 7 新3砂岩 | 21 花崗岩類（花崗閃緑岩） | | |
| 8 新3礫岩 | 22 斑岩 | 34 火山灰（変成岩） | |
| 9 古3凝灰岩 | 23 閃緑岩 | 35 ホルンフェルス | |
| 10 古3頁岩 | 24 斑糲岩 | 36 結晶片岩類 | |

- | | | |
|----------------|----------------|---------|
| 11 古3砂岩 | 25 玢岩（黒玢岩、輝緑岩） | 37 黒色片岩 |
| 12 古3礫岩 | 26 石英粗面岩（流紋岩） | 38 緑色片岩 |
| 13 中・古頁岩 | 27 安山岩類 | 39 片麻岩 |
| 14 中・古粘板岩（千板岩） | | 40 蛇紋岩 |

(6) 局所地形

当該立地の局所地形は次のどれか。

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1 山頂緩斜面（平坦な尾根） | 8 崖錘 |
| 2 山頂急斜面（やせ尾根） | 9 扇状地 |
| 3 山腹凸形斜面（侵蝕面、上昇斜面） | 10 洪涵地 |
| 4 山腹凹形斜面（堆積面、下降斜面、凝圈谷底部） | 11 沖積堆積地 |
| 5 山腹平衡斜面 | 12 洪積段丘 |
| 6 山脚侵蝕面 | 13 台地 |
| 7 山脚堆積面 | 14 湿地 |

(7) 土壌型

当該立地の土壌型は次のどれか。

- | | | |
|------------------------|------------------------|-------------------|
| 1 B _A | 8 B _l (dry) | 15 P _w |
| 2 B _B | 9 B _{lD} | 16 E _r |
| 3 B _C | 10 B _{lE} | 17 l _m |
| 4 B _D | 11 B _{lF} | 18 V |
| 5 B _D (dry) | 12 P _{D I} | 19 G |
| 6 B _E | 13 P _{D II} | 20 R |
| 7 B _F | 14 P _{D III} | 21 泥炭土 |

(8) 有効深度

当該立地の有効深度は次のいずれか。

- 1 浅：土層30cm未満
- 2 中：土層30以上～60cm未満
- 3 深：土層60cm以上

(9) 土性

当該立地のB層又は土層30cmの所を調査した土性は次のいずれか。

- 1 砂質土：

{	砂 土：砂が大部分を占めるもの。
{	砂壤土：砂が1/3～2/3を占めるもの。
- 2 壤 土：1/3以下の砂を占めるもの。
- 3 埴質土：

{	埴壤土：粘土がほぼ1/3～2/3を占め、粘土中に砂を感じるもの。
{	埴 土：粘土が大部分を占めるもの。
- 4 石礫土：直径2mm以上の礫、角礫が大部分。

(10) 堆積地

当該立地の堆積型は次のいずれか。

- 1 残積土：土壌が母岩より直接生成されたもの。
- 2 崩積土：山腹の上から崩落して堆積した土。
- 3 水積土：洪水等により上流から運ばれてきた土。
- 4 匍行土：崩落による供給と剝落がほぼ平衡している斜面の土。

(11) 風衝害・寒風害

当該立地の季節風・卓越風・局地風による強風・寒風・乾風・潮風の樹木に及ぼす影響は次のいずれか。

- 1 無 樹形に風衝の影響が認められない。
- 2 弱 樹形が風衝により弱度の影響を受けている。
- 3 強 樹形が風衝により強度の影響を受けている。
- 4 烈強 風衝害により樹木が生育できない。

(12) 霜 害

当該立地の寒霜害は次のいずれか。

- 1 無 寒霜害の影響が認められない。
- 2 弱 寒霜害により樹木の生育が弱度の影響を受ける。
- 3 強 寒霜害により樹木の生育が著しく影響を受ける。
- 4 烈強 寒霜害により樹木が生育できない。

(13) 雪 害

当該立地の積雪の樹木に与える影響は次のいずれか。

- 1 無 樹木の生育に影響がない。
- 2 弱 雪害により弱度の影響を受ける。
- 3 強 雪害により樹木の生育に著しく影響を受ける。
- 4 烈強 雪害により樹木の生育が不可能か灌木状となる。

(14) 降水量

等降雨量曲線により当該立地の雨量を推定する。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 1,000mm未満 | 8 2,500mm～2,750mm未満 |
| 2 1,000mm～1,250mm未満 | 9 2,750mm～3,000mm未満 |
| 3 1,250mm～1,500mm未満 | 10 3,000mm～3,250mm未満 |
| 4 1,500mm～1,750mm未満 | 11 3,250mm～3,500mm未満 |
| 5 1,750mm～2,000mm未満 | 12 3,500mm～3,750mm未満 |
| 6 2,000mm～2,250mm未満 | 13 3,750mm～4,000mm未満 |
| 7 2,250mm～2,500mm未満 | 14 4,000mm以上 |

コ ー ド 表

(21)			(22)			(23)			(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)		(15)	(16)	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
																													(28地位指数)				
																													35	36	37	38	39

以上(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(14)について、実測値を の中に記入し、該当する番号を○で囲む。

記 入 方 法

すべての調査項目につき、プロットごとに該当するものを○で囲むと同時に、その番号をコード表の各欄に記入する。ただし、調査項目で（ ）の中の番号と対応する項目番号の欄に記入すること。

記入例 方位がSで、又地位指数が12.0であったら。

(3) 方 位 S
 1 N 2 NE 3 E 4 SE
 ⑤ S 6 SW 7 W 8 NW 9 無

(21)			(22)			(23)			(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)		(15)		(16)					
														5																									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34						
																													(28地位指数)								1	2	0
																													35	36	37	38	39						

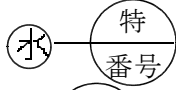
○附録第 6 号

森林計画図の作成要領

森林計画図は、縮尺を5,000分1とし、空中写真の図化成果等を用い、広域流域界、行政区界、林班界を記入して作成した図面の写しに、次の事項を次表に示す記号を使用して作成するものとする。ただし、国有林森林計画に係る記号については林野庁測定規程付録7に定めのあるものはこれによるものとする。

- ア 森林計画の対象とする森林の区域……区域界
 イ 森林区画……………小班界
 ウ 林 道……………既設の林道
 エ 森林の種類……………保安林（種類別）、保安施設地区、自然公園の種類別特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、自然環境保全地域特別地区及び砂防指定地等の制限林並びに特定保安林、要整備森林、森林の土地の保全に特に留意すべき森林

名 称		記 号
広域流域界		-----
市 郡 界		-----
林 班 界		----- (区 域 内)
区 域 界		-----
小 班 界		-----
保 安 林	例 水源かん養保安林	⊙水
	土砂流出防備保安林	⊙土
	土砂崩壊防備保安林	⊙崩
保安施設地区		⊙保 施
自然公園	例 国立公園特別保護地区	⊙国 保
	国定公園第2種特別地域	⊙定 2
	県立公園第1種特別地域	⊙県 1

国立公園地種区分未定地域	(国 未)
森林法施行規則第 3 条の森林 (例 砂防指定地)	(砂)
原生自然環境保全地域	(原 生)
特定保安林 (例 水源かん養保安林の特定保安林)	
要整備森林	

注 特定保安林及び要整備森林の番号は、地域森林計画で定めた番号を記載する。

伐採照査の要領

I 目 的

この調査は、立木の伐採等の実態を客観的に把握して森林計画の適切な樹立と実施を図るため、標本無作為抽出調査法を利用し、現地調査により、伐採面積及び伐採立木材積等を把握するものである。

II 調査の設計

1. 母集団の設定

母集団は都道府県全体とする。

2. 標 本

(1) 標本の大きさ

母集団から抽出する標本の大きさは、おおむね2.5ヘクタール（面積の範囲は2.0～3.0ヘクタールとする。）とする。

(2) 標本数

標本数は、伐採面積を信頼度95%、目標精度20%以内で推定するように次式により決定する。

$$n \geq \left(\frac{t C_v}{E} \right)^2$$

n : 抽出標本数

t : 信頼度係数

C_v : 変動係数

E : 目標精度

(3) 標本の抽出

標本の抽出は系統抽出によることとし、母集団に次式の計算によるℓの等格子間隔線を設定し、その交点を標本原点とする。民有林における標本原点を含む小班が2～3haの場合は当該小班を、2ha未満の場合は接続する至近小班を順次加えおおむね2.5haとしたものを、3ha以上の場合は明確に判明できる地形又は地物等を利用しておおむね2.5haとしたものを標本とする。

$$\ell = \sqrt{\frac{A \cdot 10,000}{n}}$$

ℓ : 格子線間隔 (m)

A : 母集団面積 (ha)

n : 標本数

(4) 標本一覧表の作成

標本一覧表は、森林計画区ごとにまとまるように標本に全県一連番号を付して作成する。この場合、森林計画区及び市町村ごとに集計できるようにとりまとめる。

第1表－(1) 標本一覧表1（土地利用区分表）

森林計画区

標 本 番 号	市 町 村	土 地 利 用 区 分								備 考
		森 林			原 野		農 用 地	市 街 地	そ の 他	
		番 号	民有林	国有林	利 用	未利用				

注1. 標本番号は全県に一連番号とする。

2. 標本概要は現地調査等により把握する。

3. 土地利用区分は森林（民有林、国有林）、原野、田、畑、市街地等に区分する。

第1表－(2) 伐採照査標本一覧表2（民有林標本）

都道府 県名						森林計 画区名				市町村 名					
標 本 番 号	林 小 班	面 積 （ ha ）	標 本 位 置			森 林 の 種 類	森 林 種 種	樹 種	林 種 類	疎 密 度 （ % ）	材 積			摘 要	
			大 字	字	地 番						ha当り 材 積 （m³）	総材積（m³）			
												針葉樹	広葉樹		計

注1. 5千分の1地形図上で設定した民有林における標本を整理する。

2. 標本面積は市町村に小計し、計画区で合計する。

第1表－(3) 標本一覧表3（母集団面積整理表）

区 分	母集団（全県）		〇〇森林計画区		〇〇森林計画区		備 考
	全 体	民有林	全 体	民有林	全 体	民有林	
面 積 A 標本数 n 標本合計面積 a							

(5) 標本、位置図及び見取図の作成

ア 位置図

森林位置図（5万分の1）に標本の位置を記入する。

イ 見取図

標本の見取図は、森林施業図（5千分の1）をもとに作成する。その際、各標本が明確に判明するように必要事項を記入する。

Ⅲ 現地調査

1. 標本の現地確認

位置図及び見取図を利用し現地において標本の区画を確認し、標本を設定する。5万分の1地形図等の資料により土地の現状が明らかに民有林以外のものは、現地確認及び以下の調査は省略する。

2. 伐採実行個所の確認

民有林の標本について標本を踏査し、前年度の伐採の有無を確認するとともに、伐採があった場合はその位置及び大略の区域の見取図を調査野帳に記入する。

3. 伐採実行個所の調査

伐採個所については、次により調査をする。

(1) 伐採面積及びその他調査項目

伐採面積は、ア～オの区分ごとに伐採区域の周囲を測量する。

ア 伐採方法

伐採方法は、主伐、間伐とする。主伐については、皆伐と皆伐以外の伐採に区分する。

イ 林 種

林種区分は人工林、天然林とする。

ウ 樹 種

樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ、くろまつ）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他N、L等主要樹種とする。

エ 林 齢

林齢は森林簿及び現地の伐根から調査する。

オ 伐採率

伐採率は主伐の皆伐以外の伐採及び間伐について伐採個所ごとに現地の伐根数

等より調査しパーセント表示する。

カ 伐採時期

伐採時期は月単位とする。

キ 地 位

地位は上、中、下とする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積は、伐採面積等をもとにして、現実林分収穫表、森林簿等を利用し伐採個所ごとに計算する。

IV 現地調査結果の取りまとめ

1. 現地調査結果取りまとめ表の作成

現地調査の結果を調査野帳から次の表に記入する。

第2表 現地調査結果取りまとめ表

					森林計画区				民有林 標本数						伐採のあつ た標本数								
標 本 地 区 番 号	人 工 林																	天然林					
	主 伐								間 伐						合 計								
	皆 伐				皆伐以外の 伐採																		
	面積		材 積			面積		材 積			面積		材 積			面積		材 積					
			N	L	計			N	L	計			N	L	計			N	L	計			
1	xkj			vkj																			
2																							
⋮																							
⋮																							
j																							
n																							
合計	$\sum_{j=1}^n xkj$			$\sum_{j=1}^n vkj$																			

注1. 単位は、小数点以下第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。

2. 市町村で小計し、森林計画区で計し、全県で合計する。

3. 主伐の皆伐以外の伐採及び間伐の材積は、 $x \times v \times f$ の式により計算する。

x ……伐採区域面積

v …… // のヘクタール当り材積

f ……伐採率

2. 伐採面積の計算

伐採面積は母集団、森林計画区別、伐採方法別、人工林、天然林別に、第2表の資料を用いて次の式により計算する。

各林種における k 伐採種の伐採面積合計の推定値 X_k は

$$X_k = \frac{A}{a} \sum_{j=1}^n x_{kj} \left[\begin{array}{l} k \text{ は主伐（皆伐、それ以外の伐採）、} \\ \text{間伐、合計の 4 種類をとる。} \end{array} \right]$$

X_k …… k 伐採種の伐採面積合計の推定値

A ……母集団面積（森林計画区の場合は森林計画区面積）

a ……標本合計面積（ $a = \sum_{j=1}^n a_i$ ）（森林計画区の場合は森林計画区標本合計面積）

x_{kj} …… j 標本の k 伐採種の伐採面積

第 3 表 伐採面積計算表

単位 面積：ha（人工林、天然林別に別表とする）

区 分		母 集 団				〇〇森林計画区						備考
		主 伐		間伐	計	主 伐		間伐	計			
		皆伐	皆伐 以外			皆伐	皆伐 以外					
①	母集団面積											
	A											
②	標本合計面積											
	a											
③	拡大常数											
	$\frac{A}{a}$											$\frac{①}{②}$
④	標本内の合計 伐採面積											
	$\sum_{j=1}^n x_{kj}$											
⑤	伐 採 面 積											$③ \times$
	Xk											④
⑥	修 正 値											

注 1. 修正値は、森林計画区ごとに算定された伐採面積の計を母集団の数量に合わせるように比例配分して修正した数値とする。

2. ⑤の伐採面積の単位は、小数点以下を四捨五入し、整数にとどめる。

3. 拡大常数は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位にとどめる。

3. 伐採立木材積の計算

伐採立木材積は、母集団及び森林計画区別、伐採種別、人工林、天然林別、針葉樹及び広葉樹別に第 2 表及び第 3 表の資料を用いて次の式により計算する。

k 伐採種の伐採材積合計の推定値 V_k は、

$$V_k = \frac{A}{a} \sum_{j=1}^n V_{kj} \left[\begin{array}{l} k \text{ は主伐（皆伐、それ以外の伐採）、} \\ \text{間伐、合計の 4 種類をとる。} \end{array} \right]$$

V^1 …… k 伐採種の伐採立木材積合計の推定値

A ……母集団面積（森林計画区の場合は、森林計画区面積）

a ……標本合計面積（ $a = \sum_{i=1}^n a_i$ ）（森林計画区の場合は、森林計画区標本合計面積）

計面積）

V_{kj} …… j 標本の k 伐採種の伐採立木材積

第 4 表 伐採立木材積の計算表

単位 面積：ha 材積： m^3 （人工林、天然林別に別表とする）

区 分	母 集 団								〇〇森林計画									備考
	主 伐				間伐		計		主 伐				間伐		計			
	皆伐		皆伐 以外						皆伐		皆伐 以外							
	N	L	N	L	N	L	N	L	N	L	N	L	N	L	N	L		
①母集団面積 A																		
②標本合計面積 a																		
③拡大常数 A a																		
④標本内合 n 計の伐採 Σ V _{kj} 立木材積 j = 1																		
⑤伐採立木材積 V _k																		
⑥修正値																		

注 1. 修正値は、森林計画区ごとに計算された伐採立木材積の計を母集団の数量に合わせるように比例配分して修正した数値とする。

2. 伐採立木材積の単位は整数にとどめ、小数点以下を四捨五入する。

4. 相対精度及び変動係数の計算

伐採面積の相対精度及び変動係数は、次式により計算する。

$$E = \frac{t \cdot \sigma_x}{\sqrt{n} \bar{x}}$$

$$C_v = \frac{\sigma_x}{\bar{x}}$$

E ……相対精度

t ……信頼度係数

C_v ……変動係数

σ_x ……伐採面積の標準偏差

$\bar{x}$ ……伐採面積実測値の平均値

n ……標本数

(伐採材積についても同様に計算する)

5. その他の計算

標本を利用し、土地利用等必要に応じ計算を行い、地域森林計画の樹立及び実行に資することとする。

第5表 相対精度及び変動係数計算表

A表

標本地区番号	伐 採 面 積		伐 採 立 木 材 積	
	x	x^2	v	v^2
⋮				
⋮				
計	① Σx	② Σx^2	① Σv	② Σv^2

B表

区 分			伐採面積	伐採材積
①	Σx_j	A表の①より		
②	$\bar{x} = \frac{\Sigma x_j}{n}$			
③	Σx_j^2	A表の②より		
④	$(\Sigma x_j)^2$	①×①		
⑤	$\frac{1}{n} (\Sigma x_j)^2$	④× $\frac{1}{n}$		
⑥	$\Sigma x_j^2 - \frac{(\Sigma x_j)^2}{n} = \Sigma (x_j - \bar{x})^2$	③−⑤		
⑦	$\frac{1}{n} \times \Sigma (x_j - \bar{x})^2 = \sigma_x^2$	$\frac{1}{n}$ × ⑥分散		
⑧	$\sqrt{\sigma_x^2} = \sigma_x$	$\sqrt{\text{⑦標準偏差}}$		

⑨	$\frac{\sigma x}{\bar{x}}$	⑧ — 変動係数 ②		
---	----------------------------	------------------	--	--

C表

区 分			伐採面積	伐採材積
①	σx^2	B表⑦より		
②	$\frac{1}{n} \sigma x^2$	$\frac{1}{n}$ ①× — 平均値の分散 $\sigma - \bar{x}^2$		
③	$\sqrt{\frac{\sigma x^2}{n}} = \frac{\sigma x}{\sqrt{n}}$	$\sqrt{\text{②}}$ 平均値の標準偏差 $\sigma \bar{x}$		
④	$\frac{\sigma x}{\sqrt{n}} \times t$	③× t 信頼度		
⑤	$\frac{\sigma x}{\bar{x}}$	B表②より		
⑥	$\frac{1}{\bar{x}} t \frac{\sigma x}{\sqrt{n}}$	④ — 相対精度 ⑤		

○附録第 8 号

森林計画実行照査簿の記載要領

森林計画実行照査についての記録は、次により行うものとする。

- 1 森林計画実行照査簿は、別記様式により森林計画区別に作成するとともに、都道府県の集計表をも作成する。
- 2 計画欄には、地域森林計画の計画期間の前半 5 カ年に対応する計画量を記載し、この計画量の平均の数量をその上に併記する。

ただし、保安林面積の計画欄には前期末における保安林として管理すべき森林の面積を記載する。

- 3 地域森林計画を変更した場合は、変更した計画量を順次、次の欄に記載する。
- 4 年度別実行量の欄には、照査結果に基づく実行数量を記載し、年度別比率欄にはその数量の年平均の数量に対する比率を記載し、実行の計欄には、計画期間の前半 5 カ年における実行総量と計画量に対する比率を記載する。

ただし、保安林面積の年度別実行量の欄には年度末の面積を記載、年度別比率欄には前期末の保安林面積に対する進捗率を記載する。

別記様式

森 林 計 画 実 行 照 査 簿

区 分			単 位	計 画	実		行		備 考
					年 度		年 度		
					実行量	比 率	実行量	比 率	
伐 採 立 木 材 積	主伐	針 葉 樹	千m ³						
		広 葉 樹	千m ³						
		計	千m ³						
	間伐	針 葉 樹	千m ³						
		広 葉 樹	千m ³						
		計	千m ³						
	総数	針 葉 樹	千m ³						
		広 葉 樹	千m ³						
		計	千m ³						
人工造林	人 工 造 林	ha							
天然更新	天 然 更 新	ha							
別面積	計	ha							
間 伐 面 積			ha						
林道の開設及 び拡張の数量	開 設	km							
	拡 張	km							

保安林の種類別面積	指定	水源涵養機能のための保安林	ha						
		災害防備のための保安林	ha						
		保健、風致の保存等のための保安林	ha						
		計	ha						
	解除	水源涵養機能のための保安林	ha						
		災害防備のための保安林	ha						
		保健、風致の保存等のための保安林	ha						
		計	ha						
保安林面積	水源涵養機能のための保安林	ha							
	災害防備のための保安林	ha							
	保健、風致の保存等のための保安林	ha							
	計（実面積）	ha							
保安施設地区の指定面積			ha						
治山事業施行地区数			地区						

○附録第 9 号

天然更新に関する実施基準

第 1 目的

この実施基準は、森林計画区内の民有林について主として天然力を活用した更新を行う際の必要事項を定めるものであり、伐採跡地の適確な更新を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

- 1 「更新」とは、伐採跡地において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。
- 2 「更新樹種」とは、植栽木、前生稚樹、天然下種等により新たに発生する稚樹又はぼう芽稚樹のうち将来の森林の林冠を構成する樹種に属するものをいう。
- 3 「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新をいう。
- 4 「天然更新補助作業」とは、造林のうち地表処理、刈出し、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植込み等更新樹種が生育できる空間や光、土壤環境等を確保するために行う作業をいう。
- 5 「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・成長し、目標とする森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態をいう。

第 3 天然更新をすべき期間

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日までの期間の範囲内で定めるものとする。

第 4 天然更新すべき立木の本数

- 1 伐採跡地の気象その他の自然的条件、立地条件、既存の造林技術、収穫予想表における標準的な本数その他試験研究機関の調査結果等を勘案して、更新樹種の期待成立本数を定めるものとする。
- 2 天然更新をすべき期間が満了した日における更新樹種の成立本数（更新樹種の確実な成立のために周辺の植生（更新樹種の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物をいう。以下同じ。）の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）が、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとする。
- 3 引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上の更新樹種が当該更新樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上成立するよう天然更新補助作業を行うものとする。

- 4 更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。
- 5 天然更新すべき立木の本数は、森林の公益的機能の確保のために満たすべき最低本数を定めるものであり、天然更新をすべき期間が満了した日におけるこの本数の成立により将来にわたって確実な成林が見込まれるものではないことに留意する。

持続的伐採可能量の計算要領

1 計算の対象

主伐（皆伐）材積の上限の目安の計算対象は、将来にわたって育成単層林を維持すべき森林で、皆伐作業を行う人工林とし、具体的には次に掲げる森林とする。

- (1) 公益的機能別施業森林以外の森林のうち、木材等生産機能維持増進森林である森林（国有林森林計画においては、これに加えて官行造林地）
- (2) 水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林

2 計算に必要な資料

- (1) 計画区内の計算の対象となる森林の立木材積（森林簿等から求める。）
- (2) 市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林等ごとの面積（国有林森林計画においては、公益的機能別施業森林等ごとの面積及び官行造林地の面積。）
- (3) 樹種別の森林面積
- (4) 地域における樹種ごとの標準伐期齢

3 計算方法

- (1) 主伐（皆伐）上限量の目安の計算は、次により行う。

【主伐（皆伐）上限量の目安の計算式（年間）】

$$E = Z_w + (V_w - V_n) / T_a$$

E：伐採（皆伐）材積の目安

T_a：更新期間

Z_w：対象森林の期首時の年間成長量

V_w：対象森林の期首時の立木材積

V_n：基準立木材積

（対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2）

なお、T_aは対象森林につき定められている伐期齢が同一である森林の面積に当該伐期齢を乗じて得た数値の総和を対象森林の面積で除して得た数値

また、V_nは対象森林と同一の樹種の単層林が伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の2分の1に相当する材積

上記の伐期齢とは、市町村森林整備計画等において、公益的機能別施業森林等における施業の方法として定める伐期齢をいう。

(2) 再造林率に応じた持続的伐採可能量の計算は、次により行う。

【持続的伐採可能量の計算式（年間）】

$$Ea = E \times A$$

Ea：持続的伐採可能量

A：再造林率

なお、再造林率は、10～100%までの、例えば10%刻み等で設定し算出すること。

4 各森林計画区における計算結果のとりまとめ

下記の表に記入するなどして取りまとめる。なお、国有林森林計画においては、第1表のみとする。

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安（千m ³ ）

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：% 材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100			
90			
80			
70			
60			
50			
40			
30			
20			
10			

注1 間伐立木材積は地域森林計画Ⅱの第6の1に定める計画量を記載する。

注2 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でないことに注意。